

第4次  
阿南市男女共同参画基本計画（素案）

阿南市

(市長挨拶)

※現在担当課にて協議中

## 目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画社会について	2
①男女共同参画社会基本法の基本理念	2
②人権尊重施策との関係	3
第2章 計画策定の背景	
1 国際的な動き	4
2 国の動き	5
3 徳島県の動き	8
第3章 計画の概要	
1 計画の位置付け	9
2 計画の策定方法	10
3 計画の期間	11
第4章 本市の現状	
1 阿南市の人口等の現状	12
2 年齢別人口	14
3 国勢調査の状況	15
① 人口	15
② 女性の就業率の変化	16
③ 産業別就業者構成比	17
4 アンケート調査結果の概要	18
① 男女の平等意識	18
② 結婚、家庭生活と男女の役割について	19
③ 女性管理職の登用と問題点について	20
④ 男女が共に働きやすい社会環境について	21
⑤ 各種ハラスメントについて	22
⑥ 仕事と家庭・プライベートの優先度について	24
⑦ DV（ドメスティック・バイオレンス）について	25
⑧ 男女共同参画に関する施策等について	26

## 第5章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 男女共同参画の基本的な方向性・・・・・・・・・・ 27
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 5 施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 アンケート結果による施策の反映・・・・・・・・・・ 32

## 第6章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

【基本方針1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり・・・・・・・・ 34

【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 36

### 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

【基本方針3】 女性活躍推進の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・・・ 40

【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 42

### 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり（DV防止基本計画）・・ 44

【基本方針7】 困難な問題を抱える女性への支援・・・・・・・・・・・・ 47

（困難女性支援基本計画）

【基本方針8】 男女の生涯を通じた健康づくり・・・・・・・・・・・・ 49

【基本方針9】 とともに支え合う社会づくり・・・・・・・・・・・・・・ 53

## 第7章 計画の推進

- 1 庁内推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2 職員の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 3 関連団体・事業所等との連携強化・・・・・・・・・・ 56
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

## 資料編

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 5 徳島県男女共同参画推進条例
- 6 阿南市男女共同参画推進条例
- 7 阿南市男女共同参画審議会委員名簿
- 8 相談窓口一覧

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざした「男女共同参画社会基本法」が1999（平成11）年の施行から約25年近くが経過しようとしています。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた取組が推進され、2015（平成27）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、あらゆる女性の活躍の場を拡大するため、環境の整備が進められています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、2006（平成18）年9月に「阿南市男女共同参画推進条例」を施行し、2022（令和4）年3月には、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策のより一層の推進を図るため、多様性の尊重の明記等の条例改正を行いました。

また、2008（平成20）年9月に「阿南市男女共同参画基本計画」を策定、2014（平成26）年3月に「第2次阿南市男女共同参画基本計画」を策定、2019（平成31）3月には「第3次阿南市男女共同参画基本計画（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現をめざすための取組指針及び行動計画と位置付けられ、本市の総合計画に掲げる「咲かせよう夢・未来計画2028」をめざし、さまざまな取組を進めてきたところです。

第3次計画は、2019（平成31）年4月から2024（令和6）年3月までの5年間を対象とした計画で、この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「第4次阿南市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本市においては、急速に進む少子高齢化やデジタル化、新型コロナウイルス感染症等、社会・経済環境が大きく変化する中、より一層活力ある社会を構築していくためには、男女が共にあらゆる分野において、自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくること、ますます重要な課題となっています。

本計画は、これまでの取組を振り返るとともに、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、近年の社会情勢を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組指針と具体的行動計画を示すものです。

なお、本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）として、人権やあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画（DV防止基本計画）として位置付けるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）の施行に伴い、市町村基本計画（困難女性支援基本計画）として位置付けます。

## 2 男女共同参画社会について

### ① 男女共同参画社会基本法の基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。この考えに基づき、5つの基本理念を掲げ、男性も女性も性別にとらわれることなく、あらゆる分野で活躍できる社会づくりが、そのめざす方向とされています。

本計画は、この基本理念に基づき、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会づくりを目的としています。



## ② 人権尊重施策との関係

日本国憲法では、すべての国民が法の下に平等であることを保障しているとともに、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

阿南市総合計画 2021▶2028 ～咲かせよう夢・未来計画 2028～においては、基本政策の中に「安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり」を行動指針とし、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画・ジェンダー平等・社会の実現に向けた環境整備を進めるまちづくりをめざしています。

一方、人々の意識や行動、社会慣行の中には、同和問題をはじめ、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、さまざまな人権課題が存在しています。人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で基盤となる考え方であり、そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権推進の取組が求められています。

本計画は、本市における「人権の尊重」施策との連携・調整を図りながら策定するものです。

### 阿南市総合計画 2021▶2028 ～咲かせよう夢・未来計画 2028～における取組

#### 基本政策2 安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり

すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画・ジェンダー平等・社会の実現に向けた環境整備を進めます。

#### II-3 人権・男女共同参画

ビジョン 誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり

#### 3-1 人権

##### 基本目標1 人権尊重のまちづくりの総合的推進

主要な施策 ▶市民一人ひとりの人権意識の高揚 ▶あらゆるハラスメントの根絶  
▶家庭・学校・地域の連携と人権教育の推進 ▶性の多様性への理解促進とダイバーシティ社会の実現

##### 基本目標2 人権問題を解決するための地域活動の充実

主要な施策 ▶人権学習・啓発活動の充実 ▶人権問題の解決に向けての支援充実

##### 基本目標3 高齢者及び障がい者の「地域で暮らす権利」の尊重

主要な施策 ▶成年後見制度の利用促進

#### 3-2 男女共同参画

##### 基本目標1 男女共同参画社会・ジェンダー平等の実現

主要な施策 ▶男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりの推進

##### 基本目標2 女性の政治・政策分野への参画

主要な施策 ▶女性リーダーの育成

##### 基本目標3 あらゆる暴力やハラスメントの根絶

主要な施策 ▶DVを始めとする性暴力、性差別の防止の啓発  
▶関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実

## 第2章 計画策定の背景

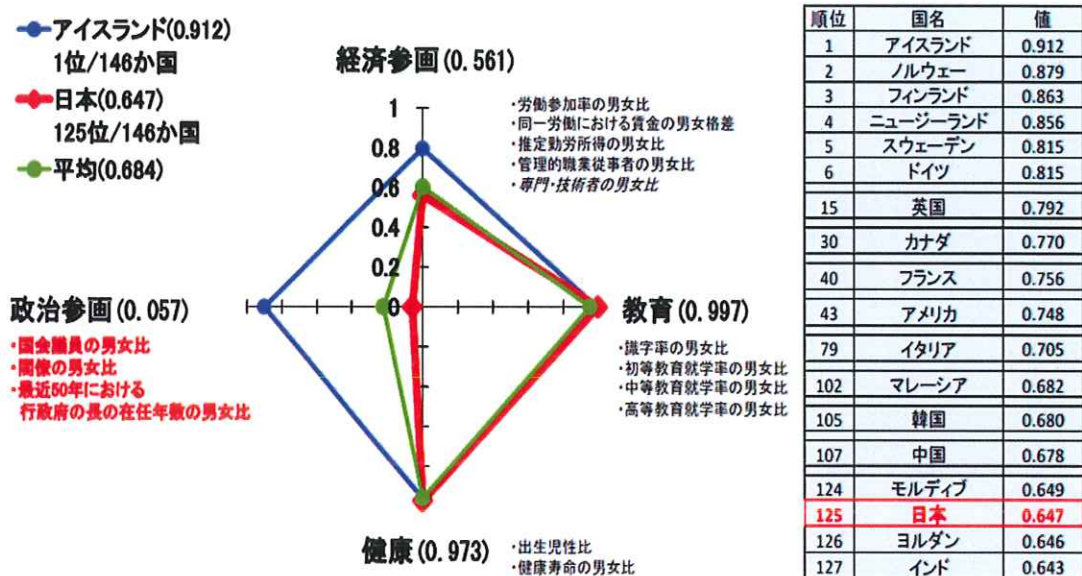
### 1 国際的な動き

2015（平成27）年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす17の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。

その5番目の目標として、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを行うこと」が掲げられており、誰一人取り残さないことをめざして取り組むことが宣言されています。

しかし、世界経済フォーラムが発表した2023（令和5）年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位（前年度146か国中116位）と前年と比べ低い順位となりました。

また、日本の順位は「教育」と「健康」は世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位では低い状況にあり、この分野においては男女格差が大きく、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」より作成  
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載  
3. 分野別の順位: **経済(123位)**、**教育(47位)**、**健康(59位)**、**政治(138位)**

女性の数値/男性の数値

0が完全不平等、1が完全平等

出典：内閣府 男女共同参画局

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)



## 2 国の動き

### ① 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000（平成12）年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て2022（令和4）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次計画」という。）を策定しています。

「第5次計画」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、めざすべき社会として4つの項目を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

#### 【第5次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

### ② 女性活躍の推進

2016（平成28）年4月に施行された「女性活躍推進法」では3つの基本原則を掲げ、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体はその基本方針等を勘案して、推進計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者301人以上の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

なお、2019（令和元）年の改正により、2022（令和4）年4月から一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表義務の対象が、労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されました。

#### 【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

さらに、2018（平成30）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、2021（令和3）年に一部改正されました。

この法律では、実態調査や啓発活動、人材育成等を通じて、国及び地方公共団体等に、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどの基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定められています。

### ③ 子育て支援の推進

2012（平成24）年に質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法の平成26年改正により、2025（令和7）年3月末まで延長され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

本市においても2015（平成27）年3月に「阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、2020（令和2）年3月にこれまでの取組を振り返り、見直しを行い「第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援施策を計画的に推進しているところです。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律が2021（令和3）年6月に改正され、男女ともに仕事と育児を両立できるよう、出生児育児休業（産後パパ育休）制度の創設や雇用環境の整備、個別周知・意向確認の措置の義務化が位置づけられています。

2023（令和5）年4月1日には、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が創設されるのと同時に、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方を明らかにし、社会全体でこどもに関する取組「こども施策」を強力に進める上で基本になることを決めた「こども基本法」が施行されました。

### ④ 児童虐待と配偶者暴力の防止

2019（令和元）年6月に、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に関する「児童虐待防止対策の強化を求めるための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」も改正され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるように、DV被害者支援と児童虐待対応との連携強化が求められました。

## ⑤ SDGsの達成

男女共同参画社会基本法の第7条には、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。また、「SDGsモデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げています。



## ⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は2022（令和4）年5月に成立し、2024（令和6）年4月に施行されます。今まで女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法に規定され、対象を「要保護女子（性交又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」とし、「保護更生」を目的にしたものでした。

困難女性支援法の第1条では「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」とあるように、経済的困窮、DVや性暴力被害など女性を取り巻く現代的課題が規定されました。

また、第3条には「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」と理念も掲げられ、女性の福祉や権利擁護を主軸とした法律となっています。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」に、市町村は、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等の実施が明記されています。

### 3 徳島県の動き

徳島県では、2019（令和元）年7月に策定した「徳島県男女共同参画基本計画（第4次）」の成果と課題の検証を行い、社会情勢の変化や県民意識の多様化を踏まえ、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間を計画期間とした「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を2023（令和5）年度に策定しています。

この計画では、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、主要課題ごとに具体的な推進方策をまとめています。

【参考／徳島県「男女共同参画基本計画（第5次）計画の体系】

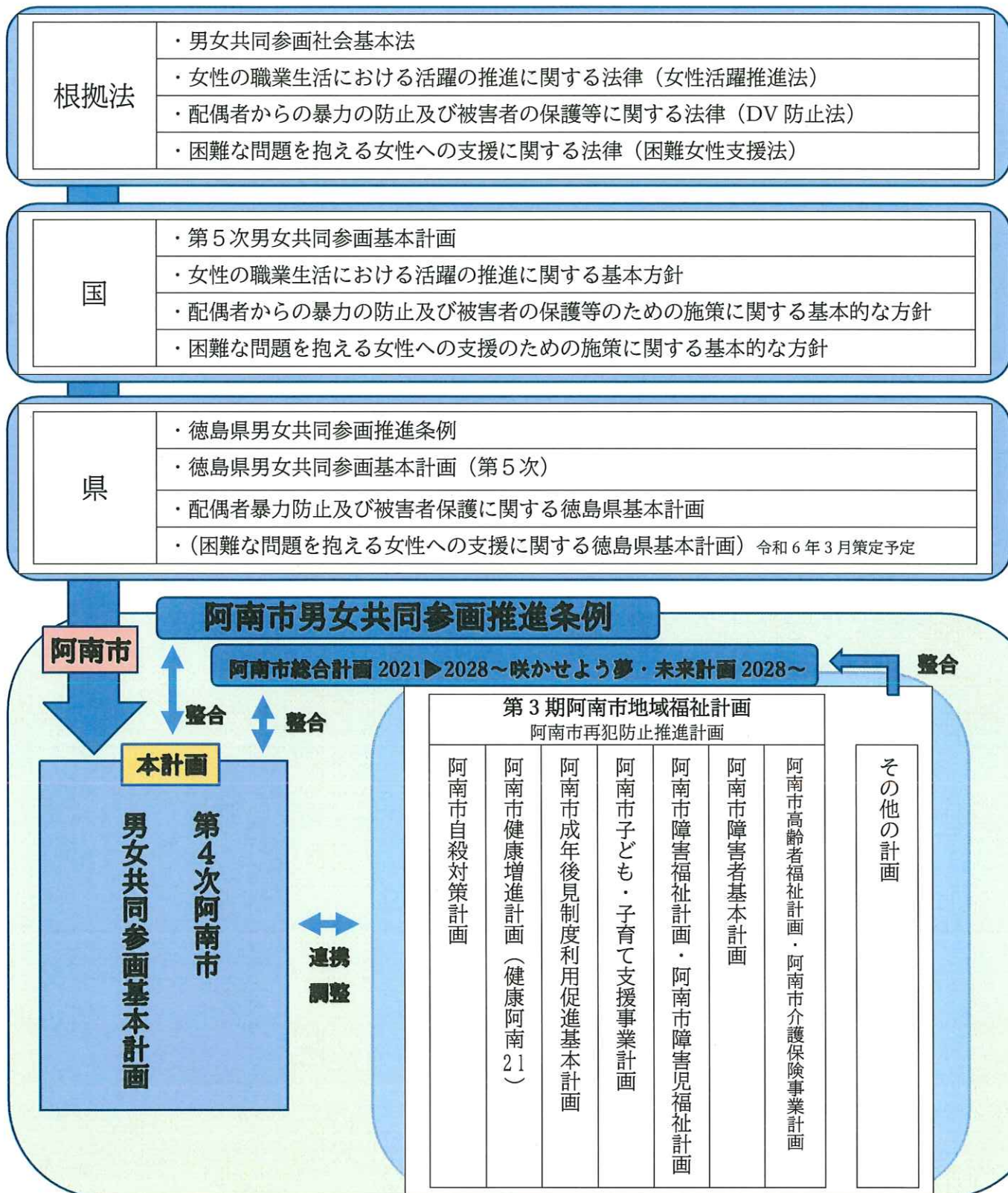
基本方針	主要課題	推進方策
Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
		(2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成
		(3)男女間賃金格差への対応
		(4)起業・創業への支援
		(5)女性の参画が少ない分野での活躍促進
		(6)職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1)テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出
		(2)働き方改革の推進
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
		(2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
		(3)男性の育児休業取得等の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進
(2)男女共同参画を推進するグローバル人材の育成		
Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
		(2)性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援
		(3)ストーカー行為等への対策の推進・強化
		(4)加害者の再犯防止に関する取組
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1)ひとり親家庭等への支援
		(2)若年者の妊娠等への支援
		(3)困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1)男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
		(2)妊娠・出産等に関する健康支援
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点に立った防災・事前復興
		(2)男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立
	Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発
(2)男性にとっての男女共同参画の推進		
(3)総合相談体制の充実・強化		
10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実		(1)人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
		(2)子どもにとっての男女共同参画の推進
11 地域社会における男女共同参画の推進		(1)地域における男女共同参画の推進
		(2)地方創成の推進と男女共同参画
		(3)環境保全への寄与
12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現		(1)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり
		(2)多様な人権尊重

## 第3章 計画の概要

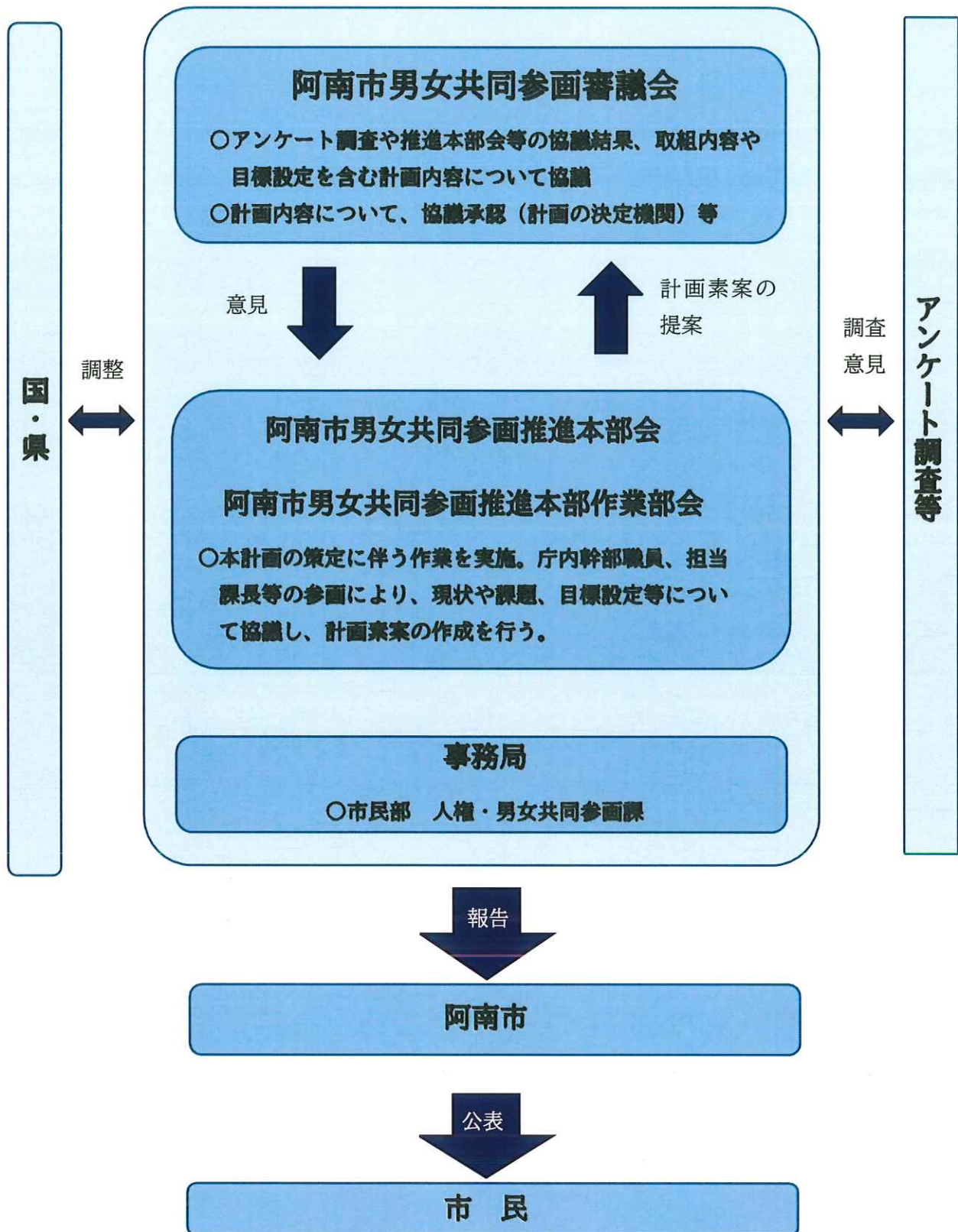
### 1 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」並びに「困難女性支援法」に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の総合計画をはじめ、関連他計画とも調整し、整合性に配慮して策定しています。



## 2 計画の策定方法



## ① 市民意見の反映

市民及び事業所の男女共同参画に関する意識や実態等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	阿南市 男女共同参画に関する 市民意識調査	阿南市 男女共同参画に関する 事業所調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収及びインターネット回答
調査期間	2022(令和4)11月22日～12月7日	2022(令和4)11月22日～12月7日
配布・回収状況	配布数 2,000票	配布数 600票
	有効回収数 703票	有効回収数 212票
	有効回収率 35.2%	有効回収率 35.3%

## ② 第3次計画の検証と評価

第3次計画に基づき実行しているさまざまな施策や取組については、毎年度、検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めてきました。

検証した結果は、毎年度、阿南市男女共同参画審議会において審議された後、人権・男女共同参画課及び住民センター、支所、隣保館、公民館、教育集会所において公表しています。

本計画は、取組内容の検証・評価を踏まえて策定しています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。計画の最終年度にあたる2028（令和10）年度に、それまでの取組の評価を行い、2029（令和11）年度からの次期計画につなげます。

なお、社会情勢の変化や制度の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 第4章 本市の現状

### 1 阿南市の人口等の現状

#### ① 人口の推移

本市の人口は、2023（令和5）年3月末日現在で69,430人となっており、2018（平成30）年から4,404人の減少(2018(平成30)年を100.0とした場合94.0)となっています。

1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、2018(平成30)年の2.40人から2023(令和5)年で2.22人と小家族化傾向にあります。

#### 【人口・世帯数の推移】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
人口	73,834	73,133	72,193	71,336	70,327	69,430
世帯数	30,768	30,935	31,051	31,206	31,187	31,318
世帯人員(人/世帯)	2.40	2.36	2.32	2.29	2.26	2.22
人口増加率(%)	100.0	99.1	97.8	96.6	95.3	94.0
世帯数増加率(%)	100.0	100.5	100.9	101.4	101.4	101.8

資料：住民基本台帳(各年3月末日)

#### ② 人口の動き

##### (1)出生数と死亡数

本市の出生数及び死亡数をみると、2022(令和4)年では出生数が376人、死亡数が978人で、死亡数が出生数を上回って推移しています。

#### 【出生数・死亡数】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
出生数	466	446	422	382	376
死亡数	989	915	948	1,002	978
自然増加数	▲ 523	▲ 469	▲ 526	▲ 620	▲ 602

資料：阿南市統計書



一方、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は2013(平成25)年～2017(平成29)年では1.61となっており、県や国の平均を上回って推移しています。

【合計特殊出生率】

	2003(平成15)年～ 2007(平成19)年	2008(平成20)年～ 2012(平成24)年	2013(平成25)年～ 2017(平成29)年
阿南市	1.51	1.57	1.61
徳島県	1.33	1.41	1.50
全国平均	1.31	1.38	1.43

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(2)人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移している状態にあります。

転入と転出からみる「社会動態」についても、近年はマイナスを示し、市街への転出数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

【人口動態】

	自然動態			社会動態			人口増加
	出生数	死亡者数	自然増加	転入	転出	社会増加	
2018(平成30)年	466	989	▲ 523	1,694	1,945	▲ 251	▲ 774
2019(令和元)年	446	915	▲ 469	1,729	2,112	▲ 383	▲ 852
2020(令和2)年	422	948	▲ 526	1,636	1,965	▲ 329	▲ 855
2021(令和3)年	382	1,002	▲ 620	1,682	2,072	▲ 390	▲ 1,010
2022(令和4)年	376	978	▲ 602	1,750	1,966	▲ 216	▲ 818

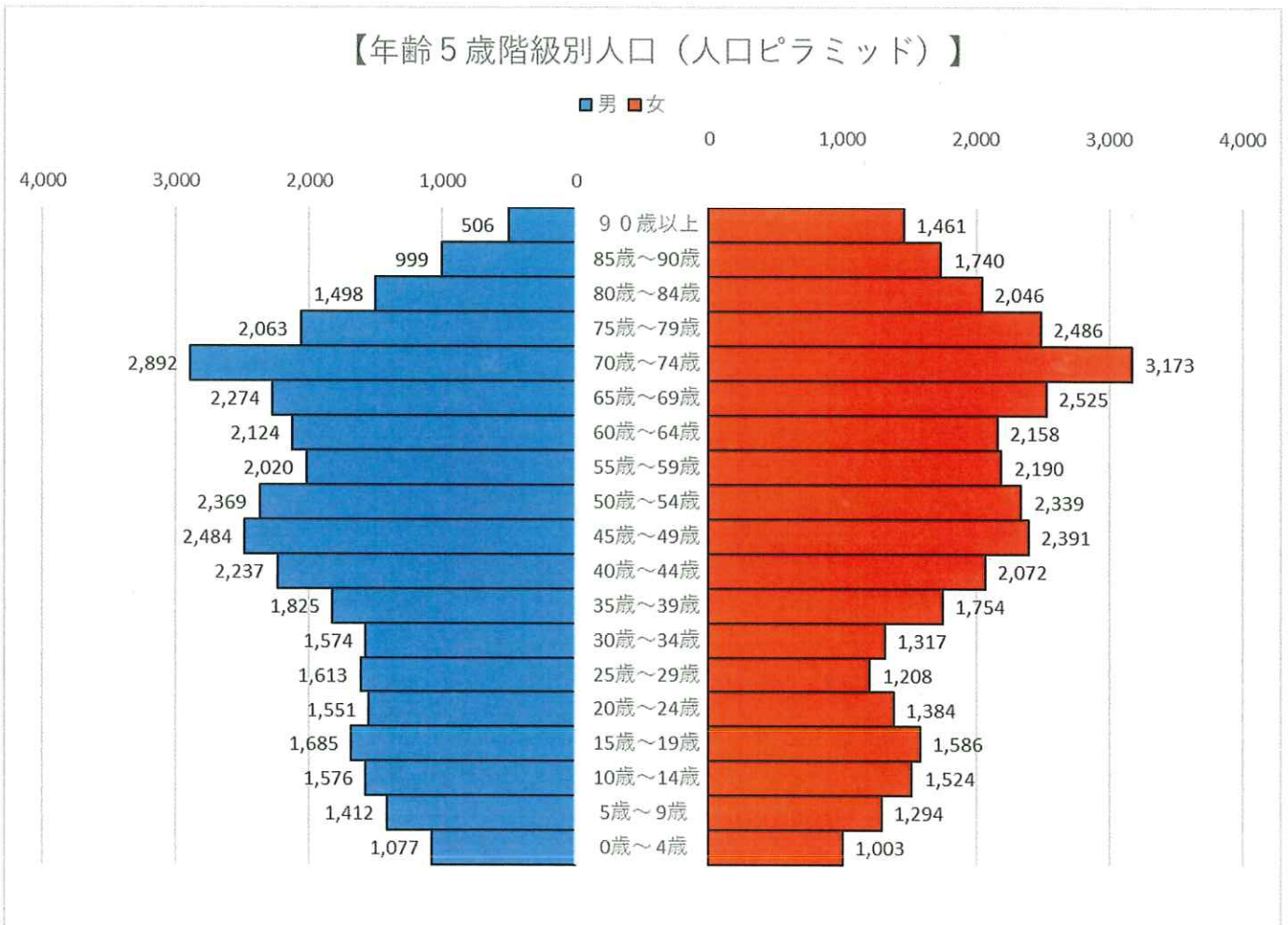
資料：阿南市統計書

## 2 年齢別人口

本市の年齢人口を5歳階級別で見ると、男女とも70歳前半のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である40歳代の「団塊ジュニア層」が、本市のボリュームゾーンとなっています。

また70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

阿南市の人口 ※2023年（令和5）年3月31日現在の住民基本台帳		
男性	女性	合計
33,779人	35,651人	69,430人



### 3 国勢調査の状況

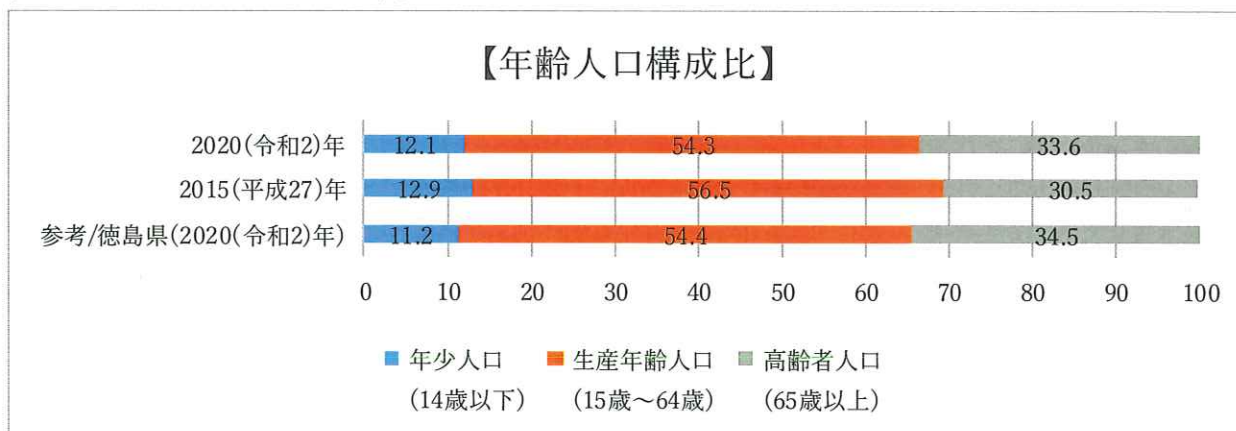
2020(令和2)年の国勢調査の結果では

#### ① 人口

阿南市の人口				
	男性	女性	合計	割合
年少人口 (14歳以下)	4,236人	4,055人	8,291人	12.1%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	19,125人	18,240人	37,365人	54.3%
高齢者人口 (65歳以上)	10,037人	13,094人	23,131人	33.6%
合計	33,398人	35,389人	68,787人	100.0%

「年少人口(14歳以下)」の割合が12.1%、「生産年齢人口(15～64歳)」が54.3%、「高齢者人口(65歳以上)」が33.6%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、2015(平成27)年の国勢調査時の30.6%から2020(令和2)年で33.6%と増加で推移しています。一方、年少人口は12.9%から12.1%へ減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

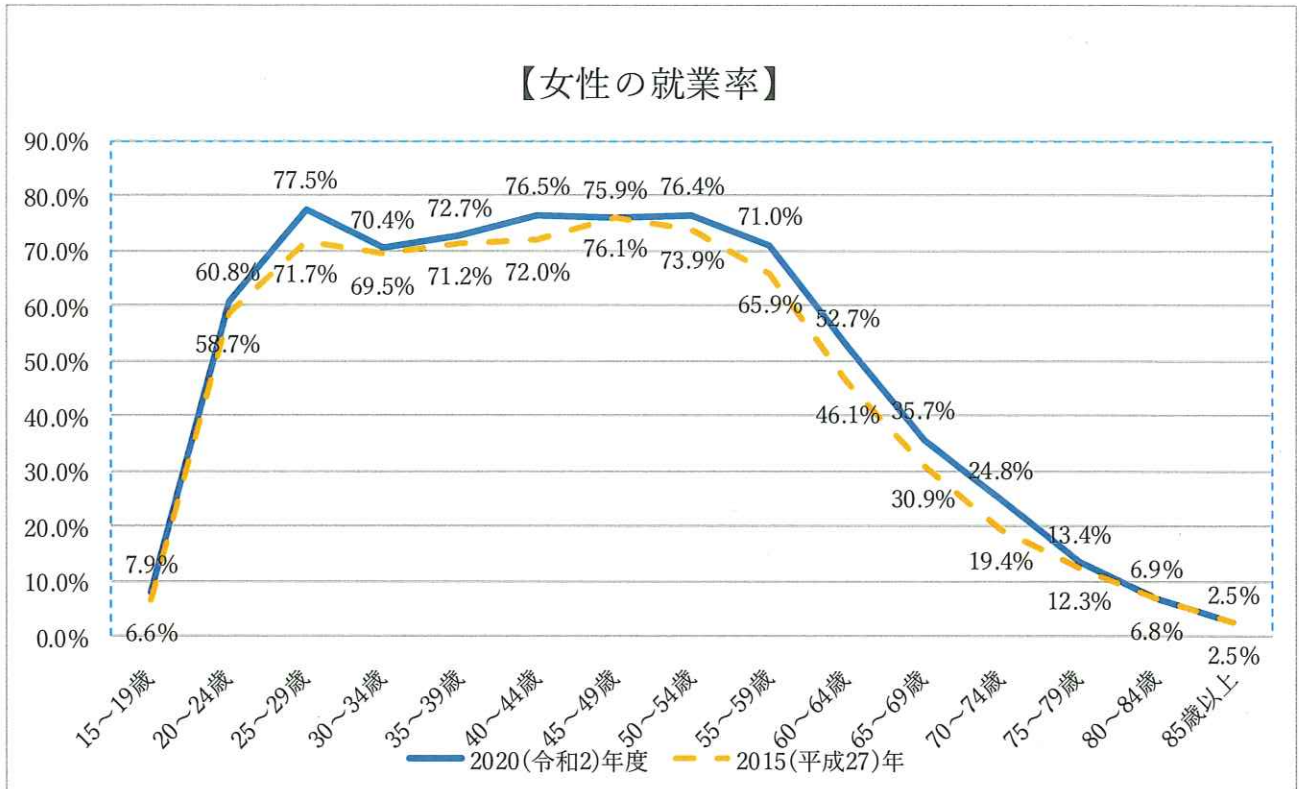


資料：国勢調査

## ② 女性の就業率の変化

本市における女性の就業率をみると、2015(平成27)年には「台形」に近い形に変化し、30歳代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ」の状況は解消に向かい、働く女性や共働き世帯が増加傾向にあることがうかがえました。

2020(令和2年)の比率では、25～29歳の女性の就業率は77.5%にのぼり、就業者はさらに増加しているものの、20代後半の比率をピークに急低下していく現象が現れています。

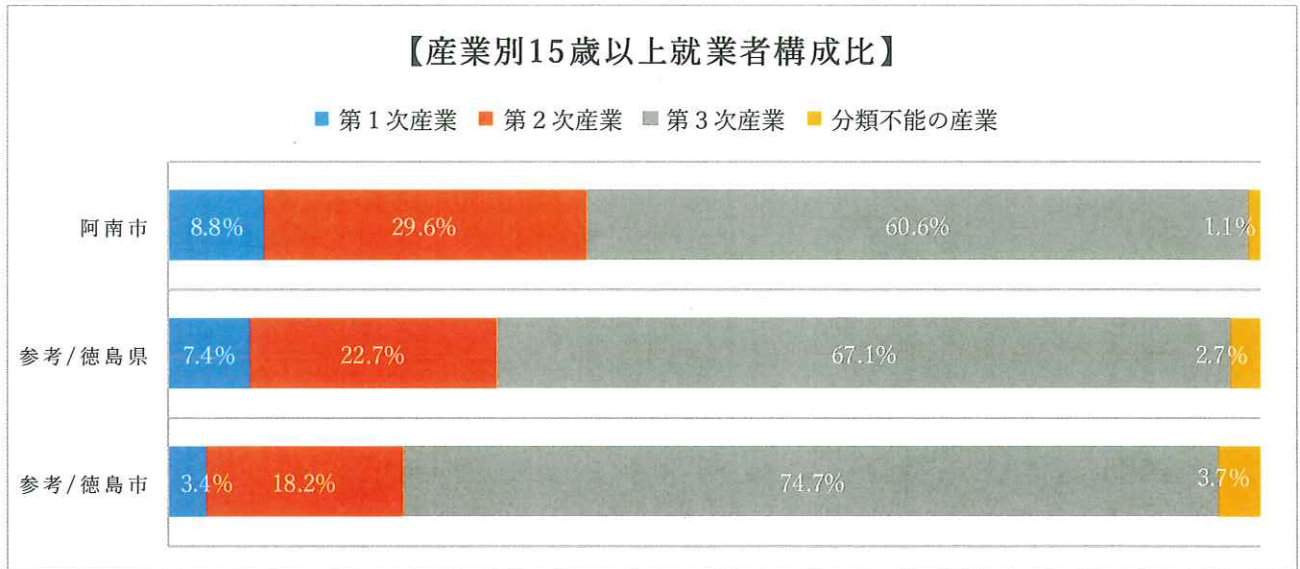


資料 国勢調査

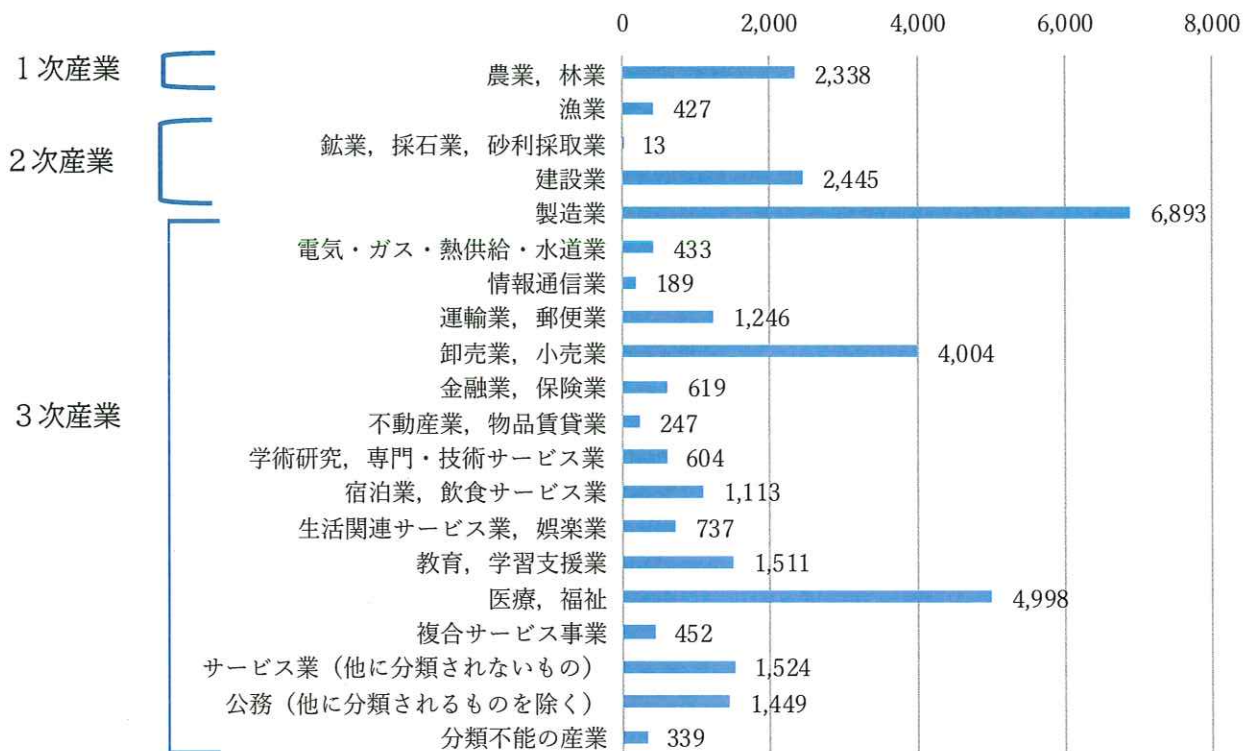
### ③ 産業別就業者構成比

本市の産業別就業者構成比をみると、2020(令和2)年では第1次産業の割合が8.8%、第2次産業が29.6%、第3次産業が60.6%となっており、第1次産業及び第2次産業の割合は徳島県を上回っています。

産業を細分化してみると、「製造業」の就業者が最も多く、次いで「医療・福祉」「卸売業・小売業」などの就業者が多くなっています。



### 【産業別15歳以上就業者構成比】

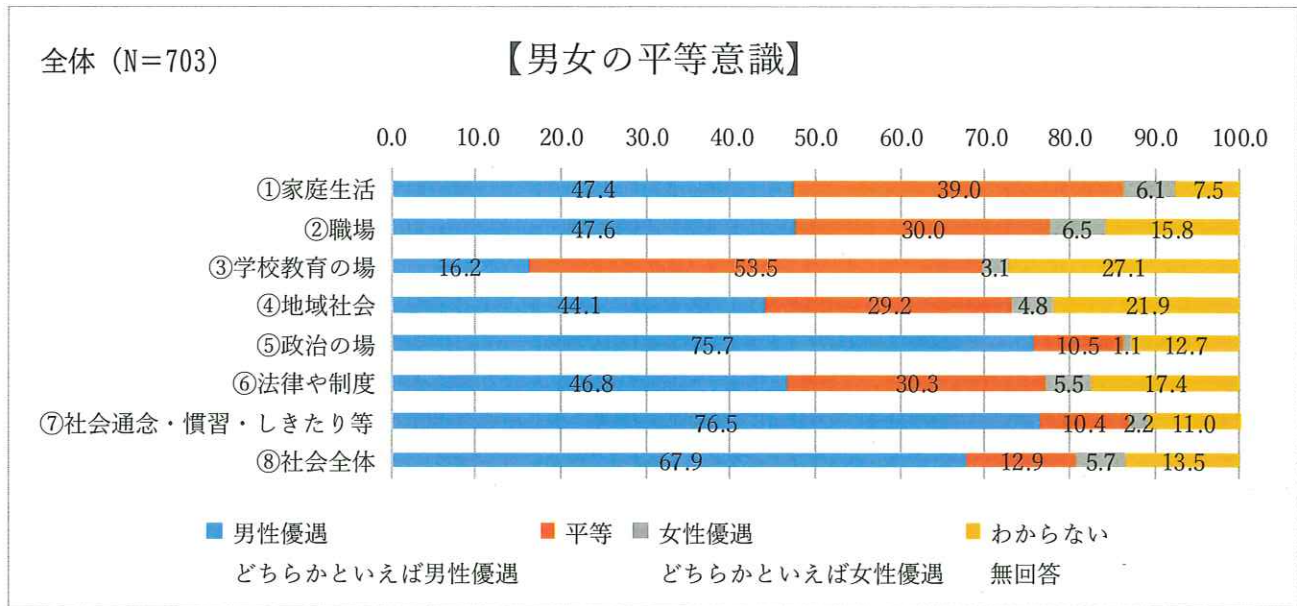


資料 国勢調査

## 4 アンケート調査結果の概要

### ① 男女の平等意識

男女の平等意識をみると、全ての分野において男性優遇意識が女性優遇意識を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり等」「社会全体」で目立っています。



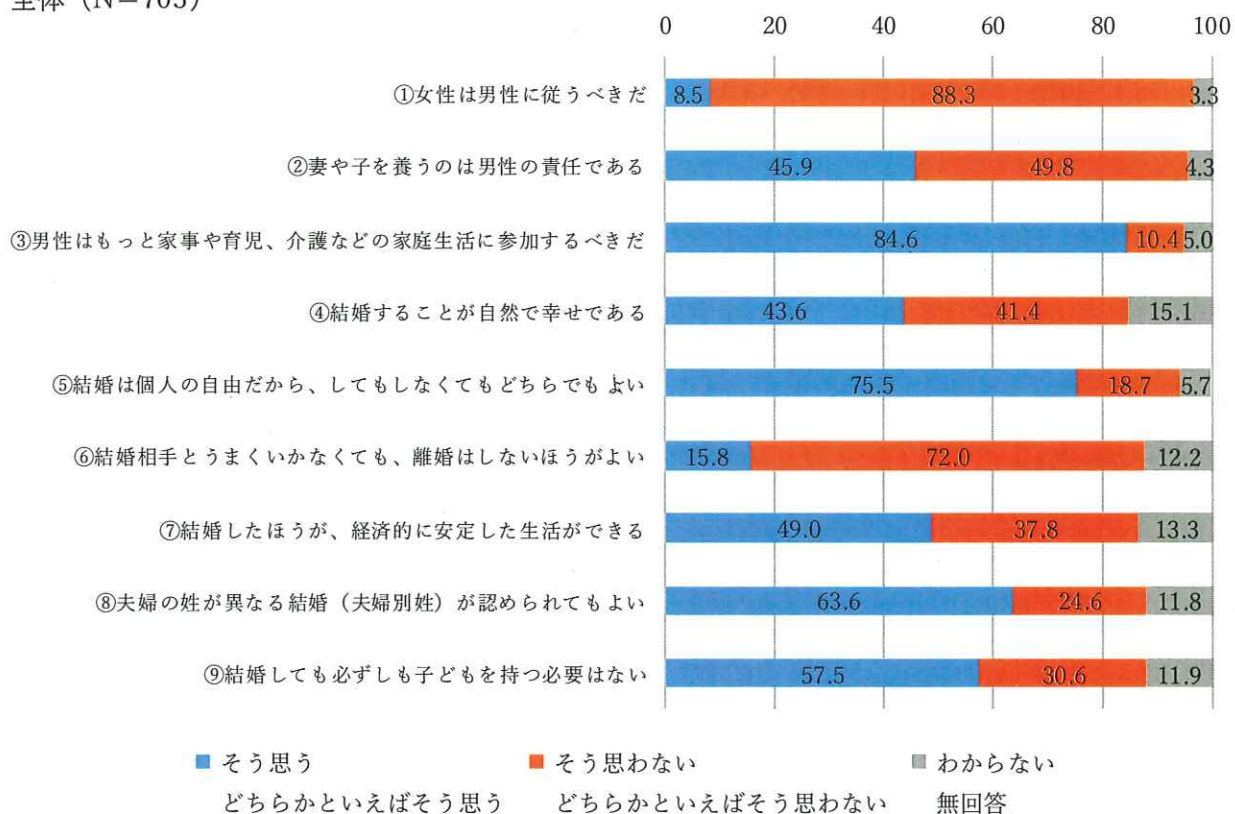
## ② 結婚、家庭生活と男女の役割について

男女の役割意識では「男性はもっと家事や育児、介護などの家庭生活に参加するべきだ」の肯定意識（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が最も高く、次いで、「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもどちらでもよい」、「夫婦の姓が異なる結婚（夫婦別姓）が認められてもよい」、「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」となっています。

一方、否定意識（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）では、「女性は男性に従うべきだ」の割合が最も高く、次いで「結婚相手とうまくいかなくても、離婚はしないほうがよい」となっています。

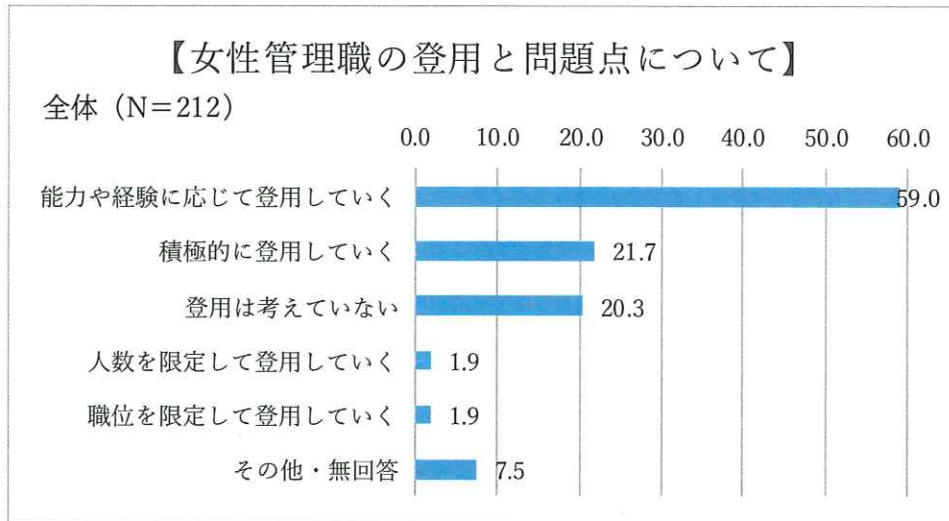
【結婚・家庭生活と男女の役割について】

全体（N=703）

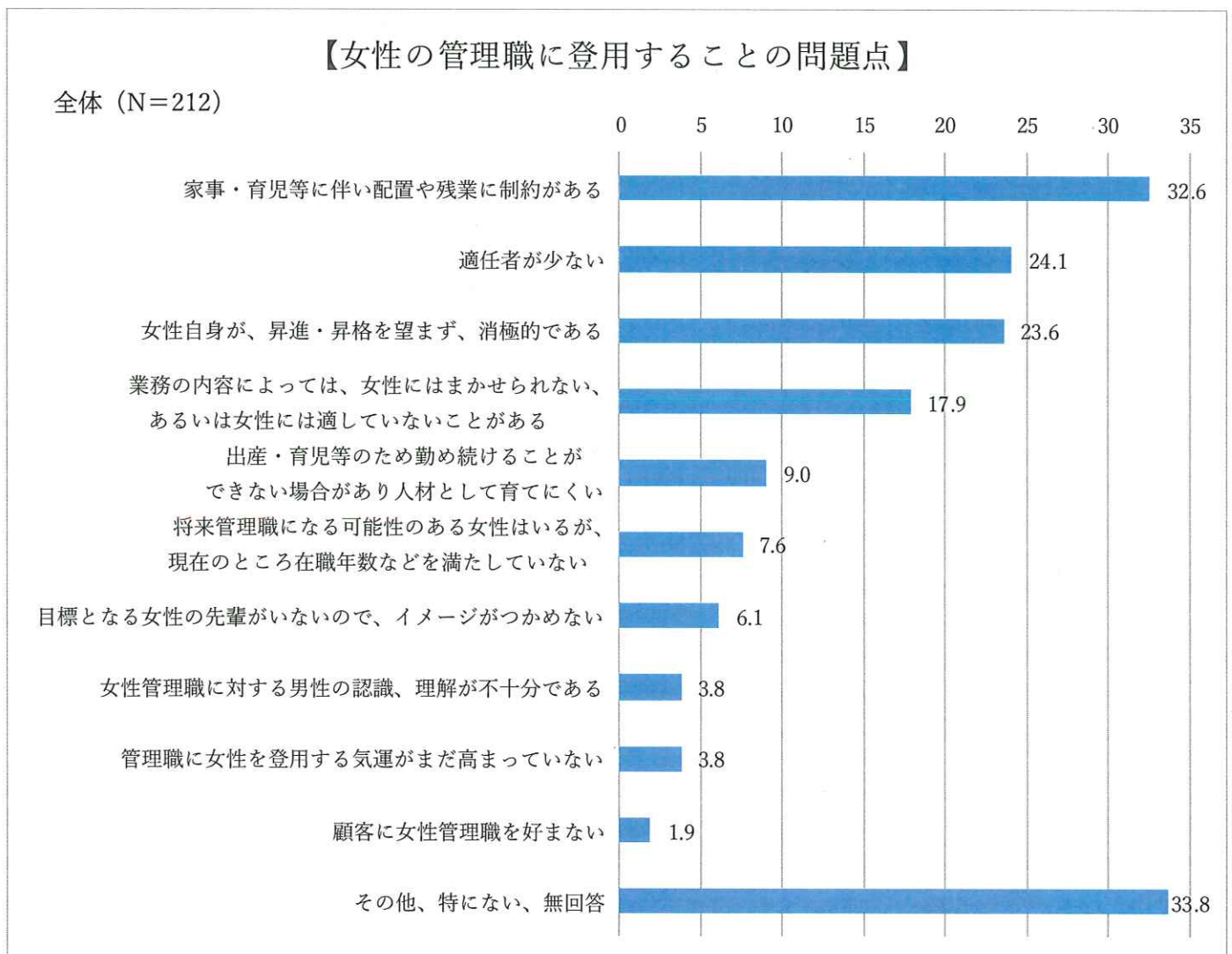


### ③ 女性管理職の登用と問題点について

女性管理職の登用についての考えは、「能力や経験に応じて登用していく」の割合が最も高く、次いで「積極的に登用していく」、「登用は考えていない」となっています。



女性を管理職に登用することについての女性にとっての課題では、「家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある」の割合が最も高く、次いで「特にない」、「適任者が少ない」、「女性自身が、昇進・昇格を望まず、消極的である」となっています。

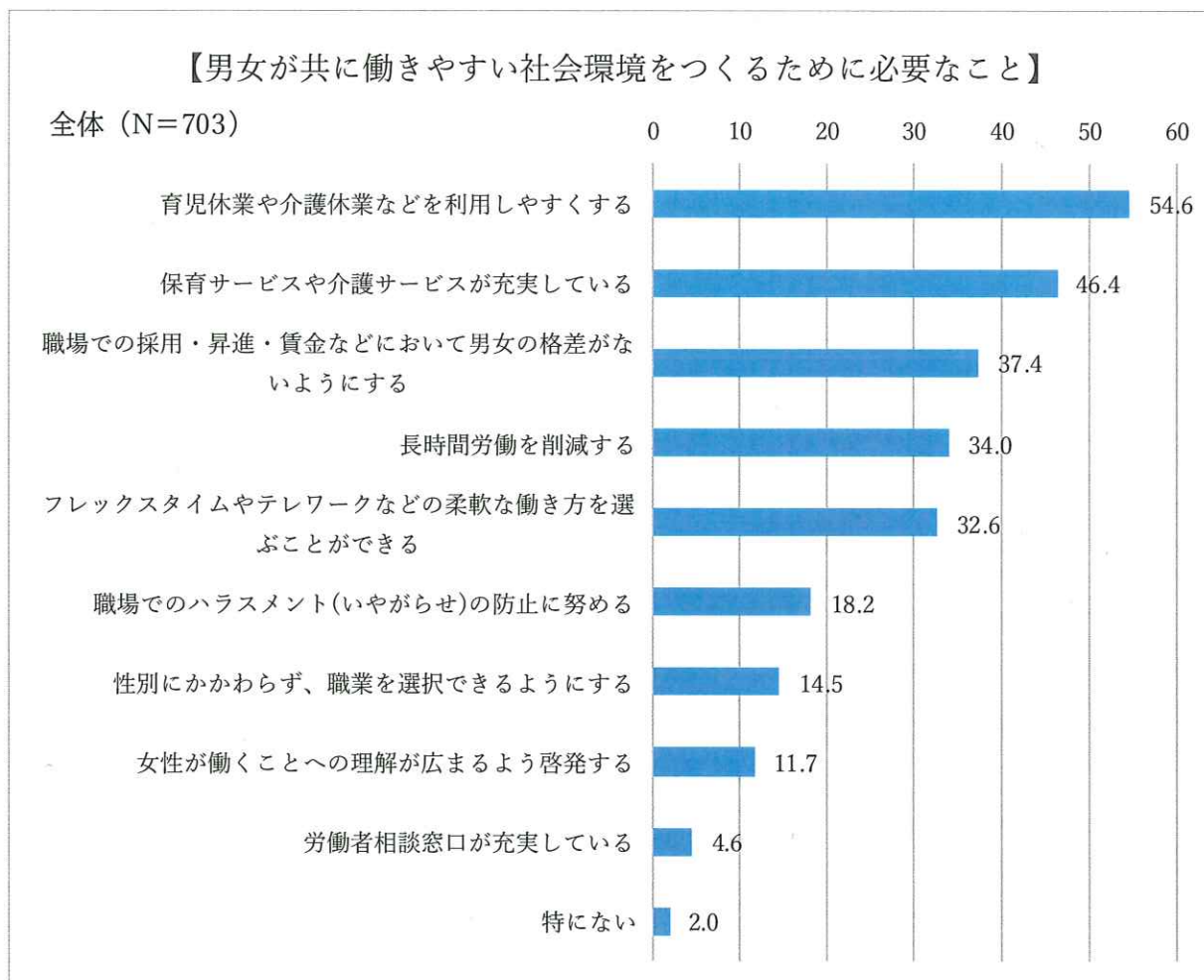




#### ④ 男女が共に働きやすい社会環境について

男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことでは、「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」の割合が最も高く、次いで「保育サービスや介護サービスが充実している」、「職場での採用・昇進・賃金などにおいて男女の格差がないようにする」、「長時間労働を削減する」となっています。

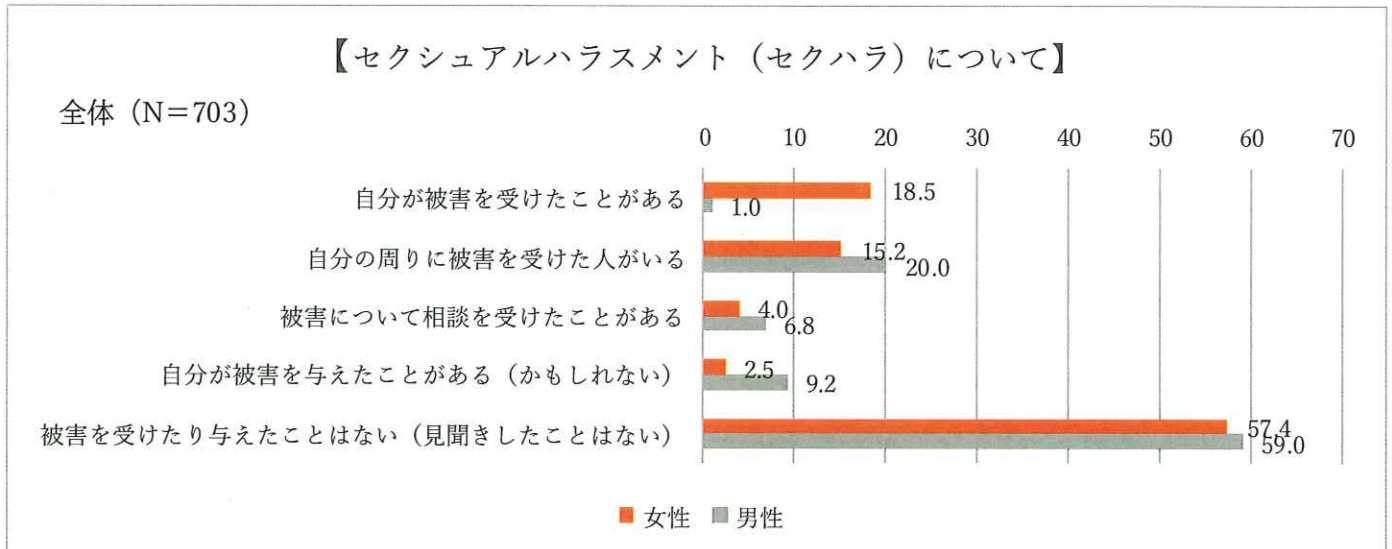
前回の調査に比べ「フレックスタイムやテレワークなどの柔軟な働き方を選ぶことができる」（前回 10.1%）、「職場での採用・昇進・賃金などにおいて男女の格差がないようにする」（前回 16.5%）、「長時間労働を削減する」（前回 18.4%）の割合が増加しています。



⑤ 各種ハラスメントについて

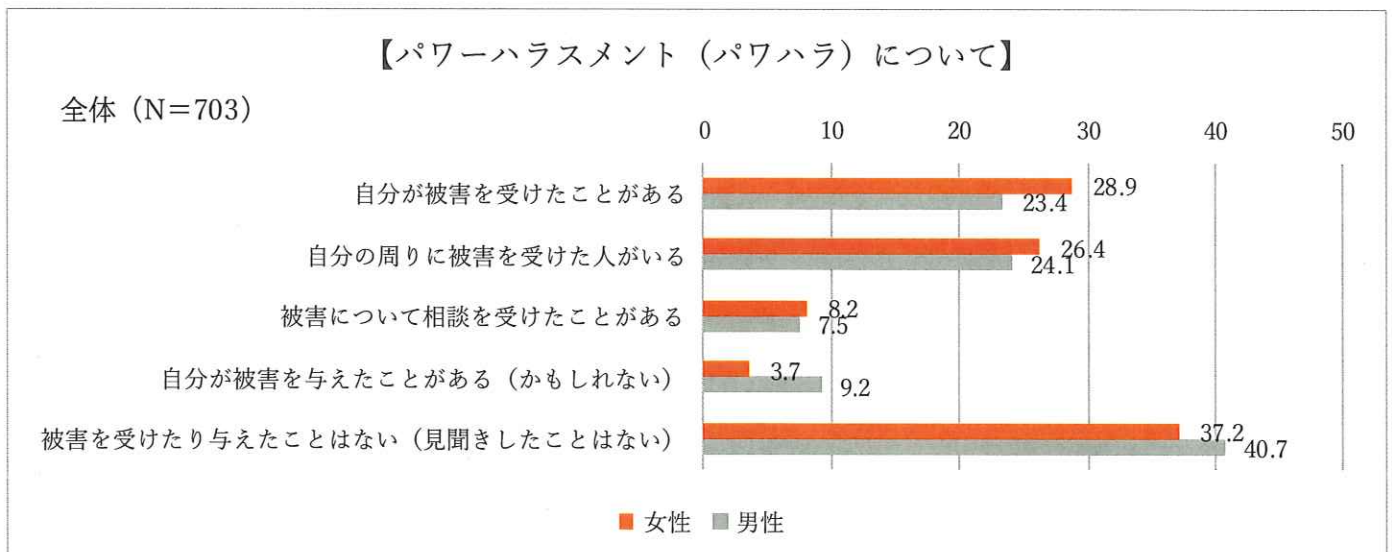
セクシュアルハラスメントについて、女性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が18.5%と男性よりも高くなっています。男性は、「自分の周りに被害を受けた人がある」、「被害について相談を受けたことがある」、「自分が被害を与えたことがある（かもしれない）」の割合がそれぞれ女性よりも高くなっています。

※セクシュアルハラスメント：職場などにおいて、性的な言動によって労働条件や就業環境を害される行為のこと。相手は異性に限らない。



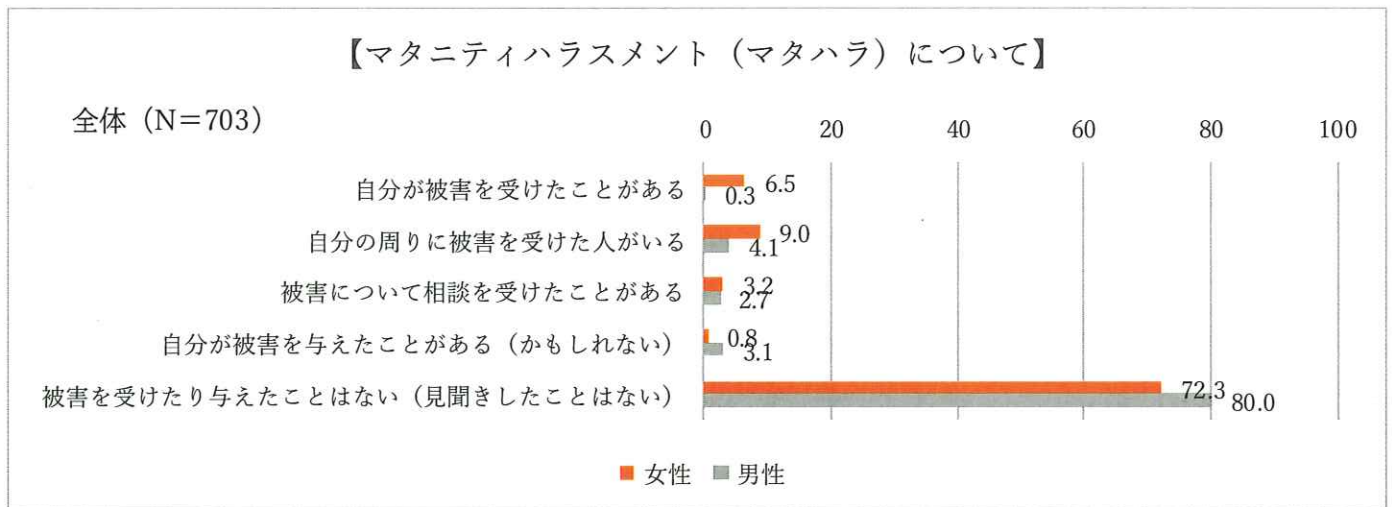
パワーハラスメントについて、女性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が28.9%、「自分の周りに被害を受けた人がある」が26.4%となっています。男性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が23.4%、「自分の周りに被害を受けた人がある」が24.1%となっており、どちらも女性より下回っており、「自分が被害を与えたことがある（かもしれない）」が9.2%となっています。

※パワーハラスメント：職場などにおいて、職務上の地位や人間関係といった権力（パワー）を利用して、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為のこと。



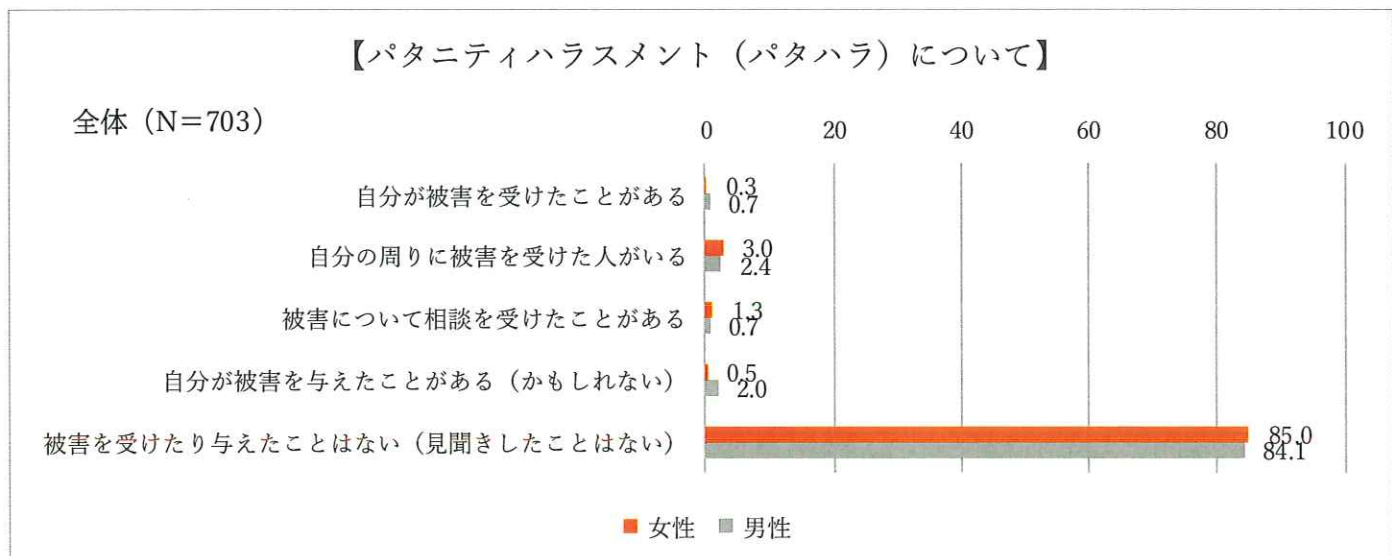
マタニティハラスメントについて、女性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が6.5%、「自分の周りに被害を受けた人がある」が9.0%となっています。

※マタニティハラスメント：職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・身体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。



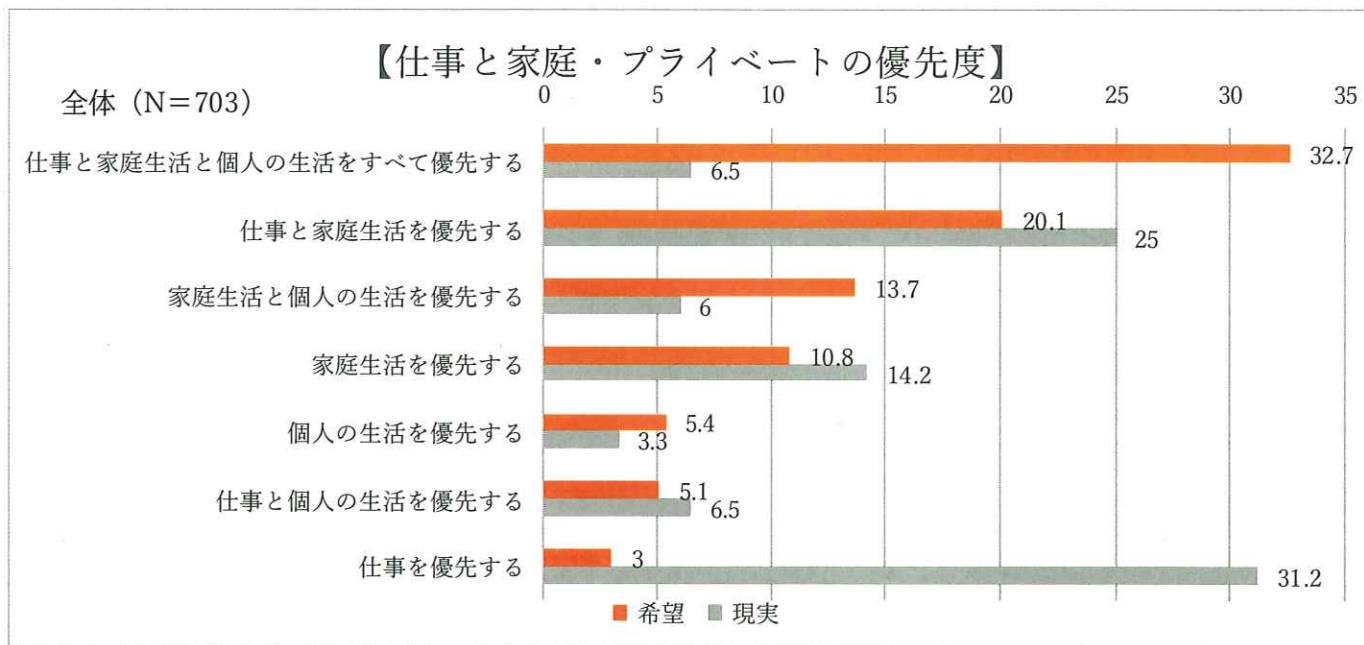
パタニティハラスメントについて、男性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が0.7%、「自分の周りに被害を受けた人がある」が2.4%となっています。

※パタニティハラスメント：職場などにおいて、働く男性が育児を理由に精神的・身体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。



⑥ 仕事と家庭・プライベートの優先度について

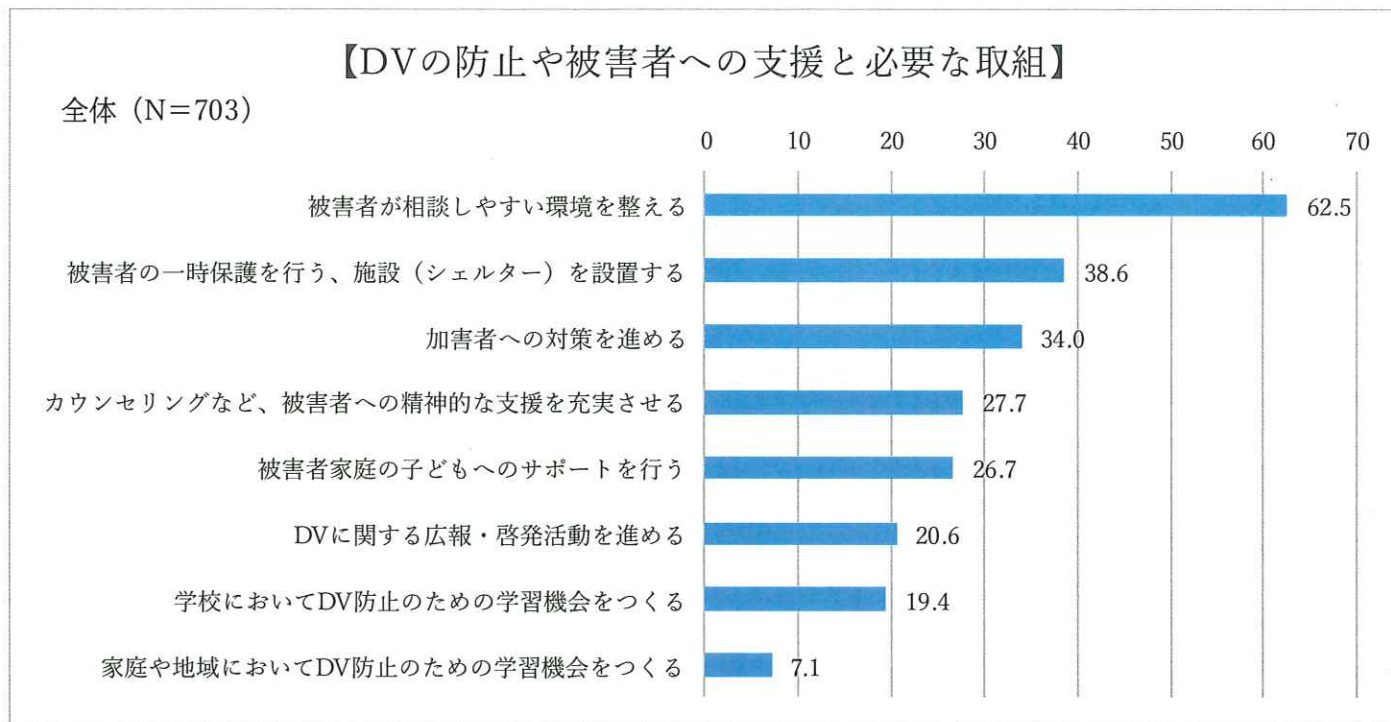
日常生活の優先度の希望と現実では、「仕事と家庭生活と個人の生活をすべて優先する」の希望（32.7%）と現実（6.5%）の割合の差が最も大きく26.2ポイントとなっており、次いで「仕事を優先する」の希望（3.0%）と現実（31.2%）の差が28.2ポイントとなっています。



### ⑦ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

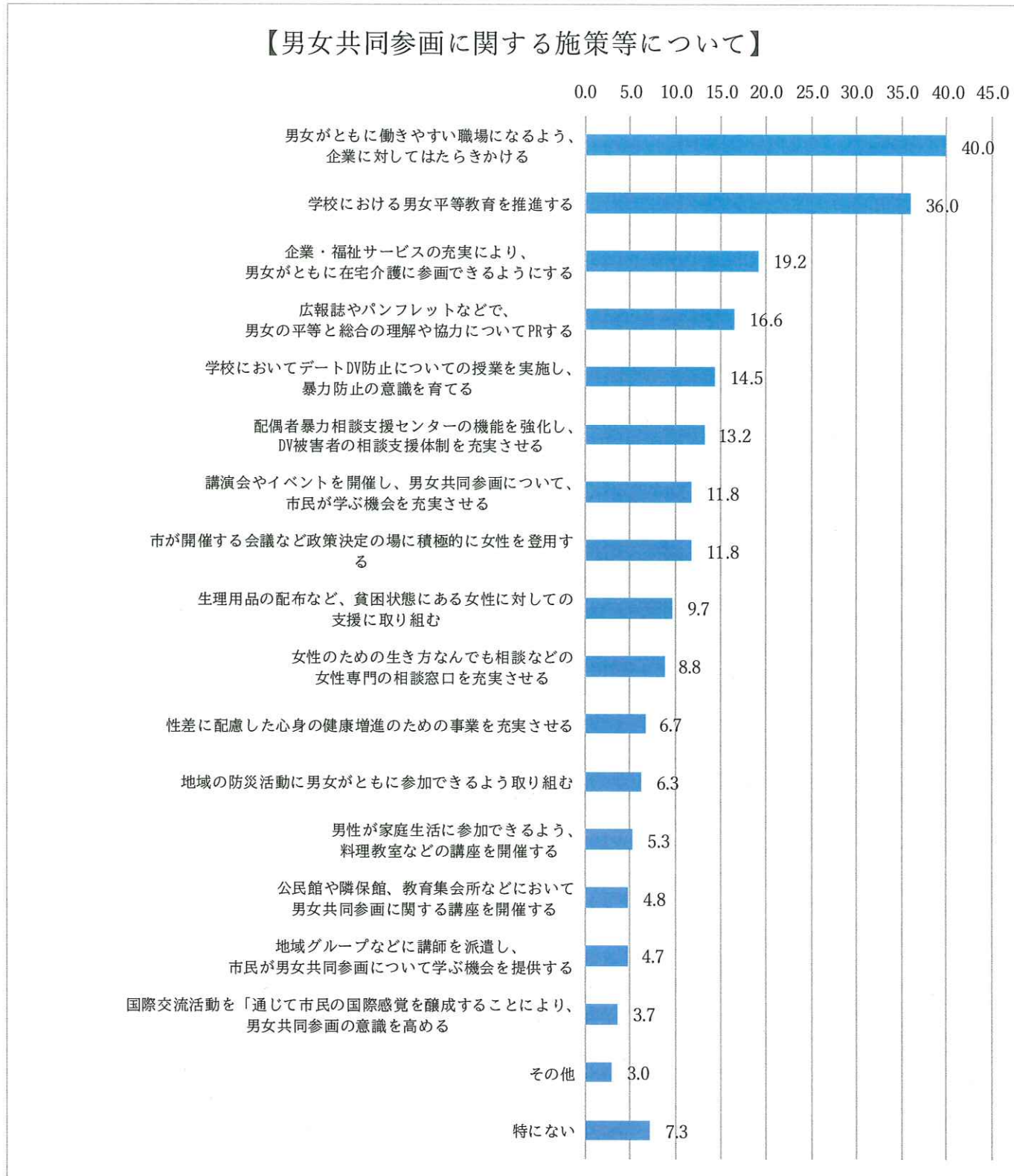
DVに関する必要な取組では、「被害者が相談しやすい環境を整える」の割合が最も高く、次いで「被害者の一時保護を行う施設（シェルター）を設置する」、「加害者への対策を進める」、「カウンセリングなど、被害者への精神的な支援を充実させる」となっています。

前回調査と比較すると概ね同様な傾向となっていますが、「加害者への対策を進める」（前回 22.0%）の割合が増えています。



### ⑧ 男女共同参画に関する施策等について

男女共同参画の社会形成に阿南市が力を入れるべきことでは、「男女がともに働きやすい職場になるよう、企業に対してはたらきかける」の割合が最も高く、次いで「学校における男女平等教育を推進する」、「介護・福祉サービスの充実により、男女がともに在宅介護に参画できるようにする」、「広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と総合の理解や協力についてPRする」、「学校においてデートDV防止についての授業を実施し、暴力防止の意識を育てる」



### 1 基本理念

本市の総合計画である「阿南市総合計画 2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画 2028～」においては、基本施策の1つに「安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり」を掲げ、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現に向けた環境整備を進めています。

また、人権・男女共同参画の基本理念を「誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり」としており、本計画においても、この基本理念に基づいて、人権尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、さまざまな場面で女性が活躍する機会を充実し、男女が共にお互い認め合いながら、光輝く未来に向かって生きる、活力あるまちづくりをめざします。

#### 人権・男女共同参画の基本理念

誰もがお互いの人権と多様性  
を尊重し認め合うまちづくり

### 2 男女共同参画の基本的な方向性

阿南市男女共同参画推進条例に基づく、「阿南市男女共同参画基本計画」の基本理念の下、男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮しながら、社会のあらゆる分野において共に参画できる男女共同参画社会・ジェンダー平等社会の実現をめざします。

政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、ダイバーシティ社会の実現や男女共同参画を推進するリーダーの育成と女性のエンパワーメント促進に努めます。

女性に対する暴力をはじめ、いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を掲げ、それぞれに「基本方針」を定めます。基本方針に基づいて進める個別の取組については、第3次計画において実行してきた施策や事業に、新たな施策や事業を加えることによって、その後の取組に反映させることとしています。

#### 基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

男女が平等であるためには、一人ひとりが「一個人」としてお互いを認め合い、それぞれの個性や能力を発揮できることが重要です。

依然として、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習等を見直すなど、意識の改革を促進します。また、男女共同参画は人権尊重を基盤としていることから、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場において、さまざまな機会を通じて人権学習や人権啓発を推進します。

##### 【基本方針1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主要課題1 人権尊重の基盤づくり

主要課題2 男女共同参画の意識づくり

##### 【基本方針2】学びの場における男女共同参画の推進

主要課題3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進

主要課題4 多様な学習機会の提供

#### 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

基本目標Ⅱに係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」として位置付けます。

少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、女性の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等、さまざまな環境整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

##### 【基本方針3】女性活躍推進の基盤づくり

主要課題5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進

主要課題6 人材の育成

主要課題7 誰もが働きやすい職場環境の整備



#### 【基本方針4】ワーク・ライフ・バランスの推進

- 主要課題8 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 主要課題9 男性にとっての男女共同参画の促進

#### 【基本方針5】地域社会における男女共同参画の推進

- 主要課題10 地域活動における男女共同参画の推進
- 主要課題11 農林水産業や自営業等における意識づくり

### 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本方針6に係る取組は、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組については「DV防止法」に基づく市町村基本計画として、基本方針7に係る取組を「困難女性支援法（2024（令和6）年4月1日施行）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

生涯にわたる男女の健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

#### 【基本方針6】暴力を許さない社会づくり（DV防止基本計画）

- 主要課題12 あらゆる暴力や虐待の根絶
- 主要課題13 きめ細かな相談・支援体制の充実

#### 【基本方針7】困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

- 主要課題14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援
- 主要課題15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

#### 【基本方針8】男女の生涯を通じた健康づくり

- 主要課題16 あらゆる世代へ健康増進の機会づくり
- 主要課題17 母子健康の保持と増進

#### 【基本方針9】ともに支え合う社会づくり

- 主要課題18 ダイバーシティ社会の実現
- 主要課題19 安全・安心な地域づくり

## 4 施策の体系

**【基本理念】 誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり**

### 【基本目標】

### 【基本方針】

### 【主要課題】

**【基本目標Ⅰ】  
男女がともに  
認め合う  
まちづくり**

**【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり**

1 人権尊重の基盤づくり  
2 男女共同参画の意識づくり

**【2】学びの場における男女共同参画の推進**

3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進  
4 多様な学習機会の提供

**【基本目標Ⅱ】  
男女がともに  
活躍できる  
まちづくり  
(女性活躍  
推進計画)**

**【3】女性活躍推進の基盤づくり**

5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進  
6 人材の育成  
7 誰もが働きやすい職場環境の整備

**【4】ワーク・ライフ・バランスの推進**

8 ワーク・ライフ・バランスの推進  
9 男性にとっての男女共同参画の促進

**【5】地域社会における男女共同参画の推進**

10 地域活動における男女共同参画の推進  
11 農林水産業や自営業等における意識づくり

**【基本目標Ⅲ】  
男女がともに  
安心して  
暮らせる  
まちづくり**

**【6】暴力を許さない社会づくり  
(DV 防止基本計画)**

12 あらゆる暴力や虐待の根絶  
13 きめ細かな相談・支援体制の充実

**【7】困難な問題を抱える女性への支援  
(困難女性支援基本計画)**

14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援  
15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

**【8】男女の生涯を通じた健康づくり**

16 あらゆる世代へ健康増進の機会づくり  
17 母子健康の保持と増進

**【9】ともに支え合う社会づくり**

18 ダイバーシティ社会の実現  
19 安全・安心な地域づくり

施策一覧

	【基本方針】	【主要課題】	【推進施策】
【基本目標Ⅰ】	【1】	1 人権尊重の基盤づくり	(1) 「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の周知と法令等の理解促進 (2) 人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催 (3) 行政相談等の充実 (4) 相談業務の実施と関係機関との連携強化 (5) 人権啓発事業における研修等の実施
		2 男女共同参画の意識づくり	(6) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 (7) 男女共同参画に関する活動への支援
	【2】	3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進	(8) 人権学習・男女共同参画に基づく教育の推進 (9) 教育支援・活動の推進
		4 多様な学習機会の提供	(10) 家庭における教育力の向上 (11) 家庭人権教育学習の日等の学習機会の提供 (12) 女性団体と連携した学習・研修の推進 (13) 学習機会の充実と参加促進

【基本目標Ⅱ】	【3】	5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進	(14) 女性参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進 (15) 審議会等への女性の参画の拡大 (16) 女性職員の積極的な登用拡大
		6 人材の育成	(17) 講座の開催や研修会を通じた人材の育成 (18) 女性のエンパワーメント促進
		7 誰もが働きやすい職場環境の整備	(19) 均等な雇用機会確保の促進 (20) 女性の再就職等の情報提供 (21) 労働関係法令等の周知 (22) セクシャルハラスメント等の防止に向けた意識啓発 (23) 女性の活躍推進企業データベース、えるぼし認定制度等の周知
	【4】	8 ワーク・ライフ・バランスの推進	(24) ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発 (25) 職員のワーク・ライフ・バランスの啓発及び制度等の周知 (26) テレワーク等の新しい働き方の周知 (27) 働き方改革の啓発及び制度等の周知 (28) 仕事と子育て両立支援体制の充実
		9 男性にとっての男女共同参画の促進	(29) 男性の家庭生活参加促進 (30) パートナーシップセミナーの開催
	【5】	10 地域活動における男女共同参画の推進	(31) 男女ともに参加できる地域活動の推進 (32) 防災・応急対策等における男女共同参画の推進 (33) 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進 (34) 国際交流活動の推進と活動支援
		11 農林水産業や自営業等における意識づくり	(35) 家族経営協定の締結・認定及び女性農業者等の学習会への参加促進 (36) 農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画

【基本目標Ⅲ】	【6】	12 あらゆる暴力や虐待の根絶	(37) DV防止についての啓発 (38) 性暴力・性差別の防止・AV出演被害対策等の推進	
		13 きめ細かな相談・支援体制の充実	(39) 関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実 (40) 被害者への自立支援の促進 (41) 再発防止への取組 (42) 犯罪被害者等への支援	
	【7】	14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援	(43) 相談・支援体制の充実 (44) 相談窓口の周知と啓発の推進	
		15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備	(45) 関係機関との連携 (46) 民間団体との連携	
	【8】	15 あらゆる世代へ健康増進の機会づくり	(47) 健康増進事業の推進 (48) 性教育と思春期保健の計画的指導 (49) 児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実 (50) 食育の推進	
		16 母子健康の保持と増進	(51) 母子への多様な健康増進支援 (52) 子育て家庭の交流支援 (53) 要経過観察児に対する健康教室及び相談事業 (54) 阿南市子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実	
	【9】	17 ダイバーシティ社会の実現	(55) 介護等における男女共同参画の推進 (56) 生きがいづくりと社会参加活動促進 (57) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備 (58) 高齢者や障がい者虐待の早期発見と未然防止 (59) 障がい者や難病患者等への生活支援 (60) 在日外国人や同和問題に直面している人への支援	
			18 安全・安心な地域づくり	(61) ひとり親家庭等への支援の充実 (62) 児童虐待の早期発見と未然防止 (63) 子育て・介護など各種行政手続きにおけるオンライン化の推進 (64) 人権の尊重と多様性の推進 (65) 安全なまちづくりの推進 (66) 消費生活の安心・安全確保
				(67) 道路や施設のバリアフリー化と利用者への啓発 (68) 地域の安全を守る活動の推進 (69) 地域における青少年健全育成の推進

## 5 アンケート結果による施策の反映

### 基本方針1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女の平等に関するアンケート結果では、「男性優遇」の割合が「女性優遇」の割合を上回っており、こうした考え方は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根強く残っている。阿南市の地域における生活習慣等を通じて継承されると考えられ、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深めるための広報・啓発活動を継続的に、かつ、積極的に展開する必要がある。

### 基本方針2 学びにおける男女共同参画の推進

男女の平等に関するアンケート結果では、経済や政治の分野と比べると、教育分野の男女格差は小さいが、学校は、次代を担う子どもたちが男女共同参画を推進する意識を育む基盤となる重要な場であり、男女共同して社会に参画する、男女が協力して家庭を築く等、固定的性別役割分担意識を解消することの重要性について学ぶ場として充実していく必要がある。

### 基本方針3 女性活躍推進の基盤づくり

就業や仕事での女性活躍に関するアンケート結果から、女性の政策決定の場での参画が進んでいない要因として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性のキャリア形成支援、女性自身の意識や行動の改革、地域社会での意識改革が十分進んでいないと言え、啓発活動を積極的に推進することや女性の参画促進のための推進が必要であり、また、男女の均等な機会と待遇の確保、男女間賃金格差の解消、非正規労働者と正規労働者の均衡待遇の推進、子育て支援策の充実、再就職の支援体制の充実等女性の就業継続などに取り組んでいく必要がある。

また、男女共同参画社会を形成していくために力を入れる分野のアンケート結果では、「男女がともに働きやすい職場となるように、企業にはたらきかける」が最上位に入っており、男女共同参画に対する企業の意識改革等への広報・啓発活動が必要である。

### 基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関するアンケート結果では、共働き世帯が多く、依然子育て等と仕事との両立環境の整備が必要であり、就労環境の整備では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた職場での気運の醸成、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、再雇用制度等の多様な働き方の普及、男性の育児休業取得の促進に取り組んでいく必要がある。

#### **基本方針5 地域社会における男女共同参画の推進**

地域活動に関するアンケート結果では、依然として固定的な役割分担意識が残っており、性別・年代に偏りのある参加がみられ、地域における課題に対応して活動を行うに際し障害となっており、性別・年代を問わずあらゆる人が参加への理解を深める取組が必要である。

#### **基本方針6 暴力を許さない社会づくり**

DV等の暴力に関するアンケート結果から、学校教育において子どもたちに家庭や学校等における暴力防止におけるための教育を充実させること、社会教育の中で、家庭や地域における暴力防止が重要であり、また、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、根絶のための基盤整備を行うこと、配偶者からの暴力や性犯罪等、暴力の形態に応じ、防止対策や被害者支援などに幅広く取組体制を構築する必要がある。

#### **基本方針7 困難な問題を抱える女性への支援**

新型コロナウイルス感染症の拡大影響に関するアンケート結果では、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしており、特に、女性は出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多く、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあり、ひとり親が増加している中、生活上の困難に対応する支援対策を推進する必要がある。

#### **基本方針8 男女の生涯を通じた健康づくり**

男女共同参画社会を形成していくために力を入れる分野のアンケート結果等から、生涯健康に関して男女が互いの性差に応じた健康についての正しい知識の普及・啓発と気軽に相談できる環境づくりが大事であり、未婚、晩婚化、少子化、平均寿命の伸長、就業形態やライフスタイルの多様化等、女性の健康に関する問題は変化しており、こころの悩みや身体健康相談を充実させることが必要である。

#### **基本方針9 とともに支え合う社会づくり**

男女共同参画社会を形成していくために力を入れる分野のアンケート結果等から、介護・福祉サービスについて、高齢者の単身世帯やひとり親世帯の増加等生活上の困難に陥りやすい人々が幅広い世代に広がっており、困難を抱えるあらゆる人に男女共同参画の視点で個人の様々な生き方に沿った支援が必要であり、地域福祉の推進と連携することが重要である。

また、高齢者や障がい者等に対する公的な介護・福祉サービスの充実をはじめ、性別に関わらず介護休業が取りやすい環境づくりを推進する必要がある。

性の多様性に関するアンケート結果からは、性的マイノリティの生活のしづらさへの肯定意識の高さがうかがえることから、理解促進や支援に関する啓発活動の推進が必要である。

## 第6章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

#### 【基本方針1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、人権に関する情報提供をはじめ、講座やイベントの開催など、さまざまな啓発活動に取り組みます。また、市民や事業所など、あらゆる場において男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

※ 第6章中の令和4年度実績については、新型コロナウイルス感染症が2類感染症に分類されており、参加者を制限する等の感染対策を実施していた時期であるため、人数等の比較対象の参考とするため、第3次計画時の平成29年度実績を併記しています。

#### 1 人権尊重の基盤づくり

##### (1) 「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の周知と法令等の理解促進

「阿南市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定された「阿南市人権施策基本方針」で掲げられた「女性」に関する施策やさまざまな人権に関する法令等を周知し、人権に関する正しい知識の理解・促進を図ります。【人権・男女共同参画課】

##### (2) 人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催

人権教育・啓発に関する講座や講演会・人権フェスティバルを開催し、女性の人権や性的マイノリティ、男女共同参画等について市民の学ぶ機会を充実するとともに、広報等で広く周知し、積極的な参加を促進します。【人権教育課、人権・男女共同参画課】

#### 【人権教育・啓発に関する講座等の開催】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
市民講座参加人数（年6回）	786人	488人	800人
研究講座参加人数（年2回）	76人	46人	100人
同和問題講演会参加人数（年1回）	460人	220人	500人

##### (3) 行政相談等の充実

行政相談や法律相談を実施し、市民の行政に対する意見・要望に応え、また市民の困りごとの法的解決をめざします。【市民生活課】

#### 【令和4年度実績】

- ・行政相談実施回数（24回）
- ・法律相談実施回数（18回）

#### (4) 相談業務の実施と関係機関との連携強化

市民が気軽に相談できる人権相談等の相談業務を実施するとともに、庁内外の関係機関との連携強化を図ります。【人権・男女共同参画課】

##### 【令和4年度実績】

- ・人権相談開催回数（11回）
- ・特設人権相談開催回数（18回）
- ・女性のための生き方なんでも相談実施回数（235回）

#### (5) 人権啓発事業における研修等の実施

公民館や地域の各団体が行う人権啓発事業において、男女参画の視点から、地域おこし、まちづくりなどについての研修を実施します。【生涯学習課】

##### 【人権啓発事業研修等の実施】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
研修等の実施回数	117回	53回	120回
	5,228人	971人	5,300人

## 2 男女共同参画の意識づくり

#### (6) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報あなんや市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供を行い、男女共同参画を推進します。

また、南阿波定住自立圏共生ビジョン計画に基づき、女性のための生き方なんでも相談事業について近隣自治体へ広く周知します。【人権・男女共同参画課】

#### (7) 男女共同参画に関する活動への支援

市開催の各種講座の内容の充実を図り、市民の参加促進に努めるとともに、地域グループ等へ講師を派遣し、市民が学び、情報収集できる機会を提供します。【人権・男女共同参画課】

##### 【男女共同参画に関する各種講座の開催】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
男性料理教室参加人数	178人	28人	200人
パートナーシップセミナー参加人数	27人	10人	50人
出前講座参加人数	654人	157人	700人

## 【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進

次代を担う子どもが豊かな人権感覚を育むとともに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、教育の場において人権や男女参画への理解を促進します。また、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共に生活力を身に付け、多様な生き方を選択できるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実に努めます。

### 3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進

#### (8) 人権学習・男女共同参画に基づく教育の推進

教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じた人権学習や男女共同参画の考えに立った教育活動を推進するとともに、男女の相互協力の必要性等を実践的に指導するよう努めます。【人権教育課、学校教育課】

#### (9) 教育支援・活動の推進

男女共同参画の理念に立った教育活動の推進に努めるとともに、あらゆる事業への女性の参画に努めます。【教育研究所】

#### 【教育支援・活動の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
阿南市教育研究所運営委員会 女性比率	38.4%	33.3%	40.0%
阿南市教育支援委員会 女性比率	26.3%	42.1%	45.0%

### 4 多様な学習機会の提供

#### (10) 家庭における教育力の向上

PTA活動や地域・家庭と連携して学習機会を提供し、家庭における教育力の向上に努めます。【生涯学習課】

#### (11) 家庭人権教育学習の日等の学習機会の提供

毎月第1日曜日を「家庭人権学習の日」と定め、人権教育啓発通信の発行や授業参観、親子人権学習等の学習の機会を設定し、家庭における教育力の向上に努めます。【人権教育課】

#### (12) 女性団体と連携した学習・研修の推進

女性団体との連携・調整を図り、女性の人権や男女共同参画社会実現のための講演会や勉強会を開催することで学習・研修を推進します。【人権・男女共同参画課】

#### 【女性団体と連携した学習・研修の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
講演会、勉強会参加人数（年3回）	160人	58人	180人



### (13) 学習機会の充実と参加促進

成人大学講座、隣保館や教育集会所等で行われる各種教室等、男女共同参画について学習する機会や相談事業を充実するとともに、市民の参加を促進します。【人権・男女共同参画課、人権教育課、生涯学習課】

#### 【令和4年度実績】

- ・成人大学講座 必修講座開催回数（7回 延 380人）
- ・成人大学講座 選択講座開催回数（3回 延 100人）

#### 【隣保館事業等における学習機会の確保】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
料理教室開催回数	42回	一回	50回
おやつ作り教室開催回数	21回	17回	25回

## 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

### 【基本方針3】女性活躍推進の基盤づくり

男女が共に、その個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成や女性のエンパワーメント促進に努めます。また、職場において、性別により差別されることなく、能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に啓発し、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

### 5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進

#### (14) 女性参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進

あらゆる分野の政策・方針決定過程において女性の参画が進むよう、情報収集や情報提供に努め、啓発活動を推進します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

#### (15) 審議会等への女性の参画の拡大

市における審議会等への女性の参画及び女性委員の登用・選任拡大を積極的に推進します。【全庁】

#### 【審議会等への女性の参画の拡大】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性委員比率	31.7%	34.1%	35.0%
地方自治法（第 180 条の 5）に基づく審議会等の女性委員比率	11.1%	28.9%	30.0%

#### (16) 女性職員の積極的な登用拡大

女性職員の積極的な登用を図るため、男女問わず、職員全体が持てる力を発揮できるよう適材適所の人事配置に努めるとともに、管理職登用に必要なマネジメント能力向上のため、研修会の充実に努めます。

【人事課】

#### 【本市女性職員の積極的な登用拡大】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
女性管理職の割合	11.8%	17.1%	18.0%

### 6 人材の育成

#### (17) 講座の開催や研修会を通じた人材の育成

男女共同参画に関する講座や研修会を通して、男女共同参画を促進する人材の育成に向けて、講座等の内容の充実に努め、さらに多くの市民に参加してもらえよう周知や情報提供に努めます。【人権・男女共同参画課】

#### (18) 女性のエンパワーメント促進

さまざまな分野の意思決定過程において、女性の参画が進むよう啓発に努めるとともに、女性のエンパ

ワーメント促進と人材育成に向けた各種研修会の充実を図ります。【人権教育課】

## 7 誰もが働きやすい職場環境の整備

### (19) 均等な雇用機会確保の促進

あらゆる雇用の場において、男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう啓発と周知に努めるとともに、就職の促進を支援します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

#### 【就職促進支援】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
企業訪問人権問題研修会実施回数	1 回	－回	1 回以上
企業・職域人権問題研修会実施回数	1 回	－回	1 回以上

### (20) 女性の再就職等の情報提供

女性の再就職等について、パンフレット等で周知を図るとともに、ハローワークのインターネットサービスと連携し、より効果的な情報の提供に努めます。また、ハローワーク等関係機関と連携して、再就職におけるスキルアップを促進します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

### (21) 労働関係法令等の周知

パートタイム労働法や最低賃金等について、広報あなんやパンフレット、ポスター等により最新情報の周知を図ります。【商工政策課】

### (22) セクシャルハラスメント等の防止に向けた意識啓発

企業訪問や研修会、男女それぞれに配慮した講座等の開催により、ハラスメントは重大な人権侵害であり暴力であるという意識啓発を推進します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

### (23) 女性の活躍推進企業データベース、えるぼし認定制度等の周知

厚生労働省が実施している「女性の活躍推進企業データベース」は、企業が女性活躍推進法に基づいて公表する社内での女性の活躍状況に関する情報等を確認することができ、企業の女性の登用や活躍に対する姿勢、現在の企業の状況を知ることができるため、求職者にとっては就職活動の参考となります。

また、企業には公表内容により厚生労働大臣から女性の活躍を推進している企業として認める「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」制度があり、求職者等へ女性の活躍を推進している事業主であることをより PR することが出来ると考えられます。

女性の活躍推進に取り組む企業は、ただ単に女性が働きやすいというだけでなく、働き方改革を進め、女性も男性も能力を発揮し、働きやすい職場づくりを進めていると考えられ、こうした制度等を活用し、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できるため、関係機関と協力し、制度の周知に努めます。【人権・男女共同参画課、商工政策課】

※「えるぼし認定」とは、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度のことで、特に優良である場合は「プラチナえるぼし認定」も受けられます。認定を受けることで、企業ブランド・企業イメージが向上し、優秀な人材や多様性のある人材の確保が期待できます。

#### 【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に、仕事と子育てや介護など家庭生活を両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう、意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、子育てや介護支援体制の充実を図ります。また、男性が家庭生活や地域活動などに参加できるよう、講座等の開催に努めます。

#### 8 ワーク・ライフ・バランスの推進

##### (24) ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発

仕事と家庭生活の両立に関する各種講座・講演会、広報あなん等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図ります。【人権・男女共同参画課・商工政策課】

##### (25) 職員のワーク・ライフ・バランスの啓発及び制度等の周知

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や職員研修等による職場のハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、子育てや介護をしやすい職場環境づくりや人権を尊重する意識の醸成に努めます。【人事課】

#### 【仕事と子育て両立支援のための制度等の周知】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
女性市職員の育児休業取得率	100.0%	100.0%	100.0%を維持
男性市職員の配偶者出産補助休暇取得率	76.4%	55.6%	90.0%
男性市職員の育児参加休暇取得率	29.4%	33.3%	40.0%以上

##### (26) テレワーク等の新しい働き方の周知

新型コロナウイルス感染症の拡大により広まった、時間や場所にとられない働き方であるテレワークに関する講座等の周知に務めます。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

##### (27) 働き方改革の啓発及び制度等の周知

長時間労働の是正などの労働時間の見直しや、年次有給休暇の取得をはじめとする働き方改革推進のため制度等に関する周知に務めます。【商工政策課】

##### (28) 仕事と子育て両立支援体制の充実

子育て世帯のニーズをふまえた「阿南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策のさらなる充実を図ります。

子育てガイドブック「たけのこ」の配布をはじめ、市ホームページ等において子育て情報の提供を充実します。【こども課、生涯学習課】

## 9 男性にとっての男女共同参画の促進

### (29) 男性の家庭生活参加促進

男性が家庭生活・地域活動に積極的に参加できるよう、食生活改善推進員による料理教室や介護予防教室等への参加を促進します。【保健センター】

#### 【食生活改善推進員による男性料理教室の開催】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
男性料理教室開催回数	1 回	—	1 回
	14 人	12 人（個別訪問）	15 人

### (30) パートナーシップセミナーの開催

男女がお互いを理解し、協力しながら豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域への男性の参画を重視した講座の充実を図り、学習機会の提供に努めます。【人権・男女共同参画課】

## 【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域活動に主体的に参画できるよう、さまざまな機会を通じて地域活動への支援に努めます。また、農林水産業における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の推奨や、方針決定の場への女性の参画促進など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

### 1.0 地域活動における男女共同参画の推進

#### (31) 男女ともに参加できる地域活動の推進

公民館や地域の各種団体と連携し、男女が共に地域活動等に積極的に参加できる環境づくりに努めます。【生涯学習課】

#### (32) 防災・応急対策等における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた災害対策に取り組むとともに、地域の防災活動に男女が共に互いの役割を尊重しながら取り組めるよう支援するとともに、「阿南消防ひまわり班」の知名度向上、活動促進に努めます。【危機管理課、消防警防課】

#### 【防災・応急対策等における男女共同参画の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
研修会、講演会実施回数	25回	12回	15回
防災訓練実施回数	9回	35回	35回
阿南消防ひまわり班（実員/定員）	11/14人	3/14人	14/14人

#### (33) 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、具体的な取り組みに男女共同参画の視点が反映されるよう啓発に務めます。【関係各課】

#### (34) 国際交流活動の推進と活動支援

国際交流活動への支援や参加促進、青年海外協力隊員の活動紹介などを通して、市民の国際感覚の醸成に努めます。

外国語会話講座や外国文化にふれる機会を通して、国際交流に必要な知識の習得に努めるとともに相互理解を深めます。【秘書広報課、生涯学習課、こども課】

#### 【令和4年度実績】

- ・ALTによる保育所での外国文化にふれる機会の回数（延18回）

#### 【国際交流に必要な知識や英会話の習得支援】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
英会話講座開催回数	26回	12回	30回
	134人	81人	150人

## 1.1 農林水産業や自営業等における意識づくり

### (35) 家族経営協定の締結・認定及び女性農業者等の学習会への参加促進

女性認定農業者及び女性指導農業士の確保・育成と家族経営協定の締結、認定の促進に努めるとともに、女性認定農業者の事例発表をはじめ、さまざまな活動を通して自主的な学習活動を支援します。また、県と連携して関係団体の女性部等を対象とした学習会等への参加を促進します。【農林水産課】

### (36) 農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画

農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画の啓発に努めます。【農林水産課】

## 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

### 【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり (DV 防止基本計画)

いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、DV 防止について啓発に努めるとともに、DV などの被害者や関係者に対する相談や支援体制の充実を図ります。

#### 1.2 あらゆる暴力や虐待の根絶

##### (37) DV 防止についての啓発

講座や人権教育・啓発講師団講師の派遣、啓発パンフレット等を活用し、市民に対して DV 防止についての啓発に積極的に取り組みます。

また、学校においては人権学習や県等が作成した動画等を活用し、生徒に対してデート DV 防止の啓発に努めます。【人権・男女共同参画課、人権教育課、学校教育課】

※令和4年度人権擁護委員が富岡東高校の生徒とともにデート DV 啓発ビデオを作成

##### 【中学校における DV 防止についての啓発】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
デート DV 授業実施校数	1 校	5 校	9 校

##### (38) 性暴力・性差別の防止・AV 出演被害対策等の推進

セクシャルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春等を目的とした人身取引など、あらゆる性暴力や性差別は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、「児童・生徒や高齢者及び障がい者への虐待防止対策」、「人権教育」、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

また、AV（アダルトビデオ）出演被害、デジタル性暴力、リベンジポルノなどの問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害であり、若年層の被害防止に向けた対策、包括的性教育を推進します。

【人権・男女共同参画課、人権教育課、学校教育課】

※「生命（いのち）の安全教育」とは、

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

徳島県では、令和2年6月に政府で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」、また、令和3年4月施行「徳島県犯罪被害者等支援条例」を踏まえ、子どもたちの性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないために、その背景にある性差別意識の解消を図るために、すべての学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

阿南市では、令和3・4年度 文部科学省指定を受け、養護教諭を対象とした研修会、大野小学校、阿南第二中学校での外部講師を招いた教職員研修や児童・生徒への出前授業等を通して、学校等における「生命（いのち）の安全教育」を実施しています。



※「包括的性教育」とは、

身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のこと。多くの国では、ユネスコ（国際教育科学文化機関）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」によって、8つのキーコンセプトにより性教育が行われています。

- 1 人間関係
- 2 価値観、人権、文化、セクシュアリティ
- 3 ジェンダーの理解
- 4 暴力と安全確保
- 5 健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル
- 6 人間のからだと発達
- 7 セクシュアリティと性行動
- 8 性と生殖に関する健康

8つのキーコンセプトは、さらに2つから5つのトピックスに分れ、それぞれのグループごとのキーアイデアと、知識、態度、スキルを基盤とした学習目標で構成されています。

### 1.3 きめ細かな相談・支援体制の充実

#### (39) 関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実

被害者及び同伴の子どもが安全に安心して生活できるよう、関係機関との情報共有や連携強化に努め、相談から自立まできめ細やかな支援を行います。【こども課 こども相談室、人権・男女共同参画課】

#### 【被害者支援のための関係機関との連携強化】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
庁内連絡会議開催回数	3 回	4 回	4 回
ネットワーク会議開催回数	0 回	1 回	1 回

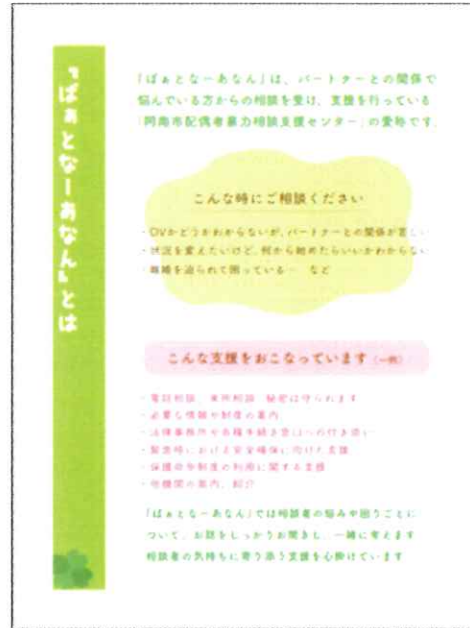
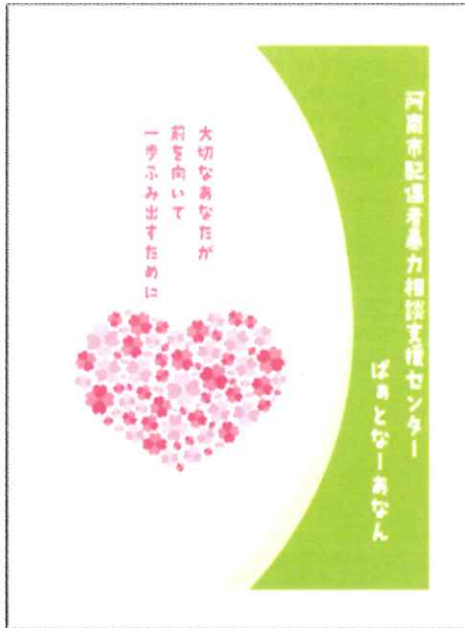
#### (40) 被害者への自立支援の促進

相談から自立まで切れ目のない支援に努めるとともに、被害者の意思を尊重し、継続的に安心して相談できる身近な窓口として、その機能を十分に発揮できるよう努めます。【人権・男女共同参画課】

※阿南市配偶者暴力相談支援センター（平成 27 年 4 月設置）

#### 【令和 4 年度実績】

- ・阿南市配偶者暴力相談支援センター相談件数（247 件（うち DV 件数 201 件））
- ・女性のための生き方なんでも相談件数（235 件（うち DV 件数 44 件））



ひとりで悩まず相談ください

阿南市配偶者暴力相談支援センター      ばあとなーあなん

相談・予約      0884-24-8111

相談時間      9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始除く)

(41) 再発防止への取組

関係機関と連携し、ケース会議等を通じて、被害者の安全を確保するための支援の在り方を検討するとともに、DV加害に関する情報収集に努めます。

女性に対する暴力をなくす運動などの機会に、DV防止法の認知度を高められるよう啓発に努めます。

【人権・男女共同参画課】

(42) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等に対し、受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の確保に努めます。【人権・男女共同参画課】

※阿南市犯罪被害者等支援条例 (令和5年10月1日施行)

## 【基本方針7】 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は2022（令和4）年5月に成立し、2024（令和6）年4月に施行されます。

これまで女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法に規定され、対象を「要保護女子（性交又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」とし、「保護更生」を目的にしたものでしたが、困難女性支援法第1条では「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」とあるように、経済的困窮、DVや性暴力被害など女性を取り巻く現代的課題が規定されました。

また、第3条には「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」と理念も掲げられ、女性の福祉や権利擁護を主軸とした法律となっています。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」に、市町村は、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等の実施が明記されています。

※「困難な問題を抱える女性」とは

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）のことをいいます。

### 1.4 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援

#### （43）相談・支援体制の充実

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）にとって、最も身近な相談及び支援先としての機能を果たします。【人権・男女共同参画課、関係各課】

#### （44）相談窓口の周知と啓発の推進

困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、相談窓口及び制度に関する周知を図ります。【人権・男女共同参画課、関係各課】

### 1.5 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

#### （45）関係機関との連携

女性の貧困は、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢女性、ひとり親世帯の女性等、全ての年代の女性に生じうることに留意する必要があることから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び支援のための施策を推進します。【人権・男女共同参画課、地域共生推進課、こども課 こども相談室、関係各課】

(46) 民間団体との連携

困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体等と連携し、支援の充実を図ります。【人権・男女共同参画課、関係各課】

## 【基本方針 8】男女の生涯を通じた健康づくり

男女が共に生涯にわたって心豊かに健康に暮らせるよう、一人ひとりのライフステージに応じた健康支援を推進します。そのため、「阿南市健康増進計画（健康阿南 2 1）」に基づき、性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

### 1.5 あらゆる世代への健康増進の機会づくり

#### (47) 健康増進事業の推進

「阿南市健康増進計画／健康阿南 2 1」に基づき、健康・医療に関する健康教育、体操教室、食生活改善、栄養講座、健康相談及び健康診査等を実施し、心身の健康の保持増進に努めます。

男性・女性それぞれに特有のがん検診の実施や講演会を通じて、健康に関する知識の普及や検診の重要性を啓発します。【保健センター】

#### 【心身の健康増進の推進】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
講演会実施回数	3 回	3 回	3 回
	200 人	255 人	300 人
阿波踊り体操教室実施回数	11 回	10 回	11 回
	226 人	138 人	230 人
栄養講座実施回数	2 回	栄養相談 104 回	2 回
	54 人	栄養相談 104 人	55 人
健康相談実施回数	7 回	26 回(個別訪問)	40 回(個別訪問)
	40 人	26 人	40 人
各種団体から依頼及び講演会等健康教室での健康に関する知識の普及啓発	32 回	9 回	35 回
	1,169 人	336 人	1,200 人

#### (48) 性教育と思春期保健の計画的指導

保健体育の学習や学級活動の学習を通して、性教育と思春期保健の指導を積極的に行います。

中学校において「赤ちゃん授業」を実施し、いのちの大切さや親の思い等を考え、自分自身や身近にいる人を大切にする気持ちを育み、コミュニケーション能力を養う機会を増やします。【学校教育課】

#### (49) 児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実

児童・生徒の思春期における性に関する悩みや身体、心の悩みについて、安心して相談できる窓口の周知を行います。

相談支援については、教育委員会や他の相談機関との連携を強化し、適切に情報共有しながら支援に努めます。また、SNS や LINE 等の情報発信ツールを活用するなど、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを検討します。【保健センター、学校教育課】

【児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
相談件数（電話相談）	19 件	0 件	30 件
こころの体温計（市ホームページ）アクセス数	18,172 件	10,094 件	25,000 件

(50) 食育の推進

「阿南市食育推進計画」に基づき、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、関係機関などとの連携により、総合的な食育の推進を図るとともに、定期的に進捗状況や成果を評価し、今後の施策に反映していきます。【保健センター、関係課】

1.6 母子健康の保持と増進

(51) 母子への多様な健康増進支援

女性が心身共に安心して出産できるよう、多様な母子の健康支援に取り組みます。

妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、妊娠届出時の関係法令を周知・啓発します。

妊婦同士の交流の機会をつくり、望ましい生活習慣や正しい育児知識の習得する機会を提供することで、育児不安の解消に努めます。

助産師・保健師等による家庭訪問を実施することで育児に必要な知識の普及や不安の解消に努めるとともに、虐待予防や子どもの健全な成長発達への支援を図ります。

乳幼児に定期的な検診の機会を設けることで、疾病や障がい早期発見し、早期治療・療育につなげるとともに、保健・栄養相談及び指導等により、虐待予防や保護者の育児不安の軽減・解消を図ります。

乳幼児の保護者への歯科保健教育と、幼児へのフッ化物塗布事業を実施し、歯科保健の充実に努めます。

発達・育児相談を実施し、保護者の育児力を高めるとともに、育児不安の軽減を図ります。【保健センター】

【妊婦一般健康診査実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
妊婦一般健康診査受診率	80.0%	77.0%	85.0%

【プレママクラスの実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
プレママクラス実施回数	9 回	3 回	12 回
初妊婦参加率	21.5%	39.0%	45.0%

【初妊婦等への訪問事業】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
助産師による訪問率	90.6%	59.1%	95.0%

【赤ちゃん訪問事業】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
4 か月までの赤ちゃん訪問率 (未熟児・低体重児養育支援訪問、新生児訪問含む)	98.4%	98.6%	100.0%

【未熟児・低体重児家庭への訪問指導】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
未熟児・低体重児家庭への訪問率	67.4%	100.0%	100.0%

【乳児健康診査等の実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
乳児一般健康診査(医療機関健診)受診率	68.5%	65.6%	78.0%
4 か月児健診(集団健診)受診率	97.5%	98.9%	99.0%
9 か月児健診(集団健診)受診率	97.3%	—%	98.0%
離乳食学習会参加率	54.0%	—%	60.0%
先天性股関節脱臼検診(集団健診)受診率	89.6%	94.9%	95.0%

【幼児の健康診査】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
1 歳 6 か月児健診(集団健診)受診率	97.4%	98.2%	99.0%
3 歳児健診(集団健診)受診率	96.3%	99.8%	100.0%

【乳幼児期からの歯科保健の充実】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
フッ化物塗布受診率(2 歳児)	79.1%	87.2%	88.0%
フッ化物塗布受診率(4 歳児)	73.8%	75.6%	76.0%

【幼児の発達育児相談の実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
2 歳児相談率	80.7%	30.1%	82.0%
4 歳児相談率	76.1%	27.1%	78.0%

(52) 子育て家庭の交流支援

「双ごっこのつどい」の開催を支援し、双子・三つ子等の親子に対して子育てのアドバイスや交流を促進することにより、育児不安の軽減を図ります。

「ウエルカム阿南（転勤族の会）の開催支援や「つどい広場」開始など、育児中の保護者の支援・交流を目的とした場づくりに努めます。【こども課】

【令和4年度実績】

・双ごっこ教室の回数（2回）

【ウエルカム阿南（転勤族の会）の開催支援】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
ウエルカム阿南開催回数	6回	6回	6回
	122人	64人	130人

(53) 要経過観察児に対する健康教室及び相談事業

「たんぼぼ教室」「ことばの相談」「児童相談」「視力相談」等、心身面で支援が必要な児童に対する健康教室及び相談事業を実施し、養育者の育児不安に対して育児支援を図ります。【保健センター】

(54) 阿南市子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実

助産師による妊娠、出産、子育てにまつわる相談の実施により、不妊や不育症などに悩む方に対する支援を行います。【保健センター】



## 【基本方針9】ともに支え合う社会づくり

性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらない多種多様な人々が力を発揮し、共存できるダイバーシティ社会を目指します。

高齢者や障がい、生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、介護・福祉サービスの充実を図り、地域で支える体制づくりを推進し、男女が共に在宅介護等に参加できるよう、情報提供、オンライン手続きよる申請や相談機能の充実に努めます。

特に、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題に直面している人、経済的に生活が困難な状況にある人など、福祉的課題を抱えている人への支援を充実し、誰もが安心して暮らせる社会づくりに努めます。

また、地域の安全と安心を確保するために、男女共同参画の視点に立った防犯・防災体制を推進します。

### 17 ダイバーシティ社会の実現

#### (55) 介護等における男女共同参画の推進

男女がお互いに協力して介護等を担うことができるよう、共に参加し、学ぶことのできる講座や実践を交えた講習会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。【地域共生推進課、人権・男女共同参画課】

#### 【介護等における男女共同参画の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
介護関連講座参加人数	355人	10人	400人

#### (56) 生きがいつくりと社会参加活動促進

公民館の生涯学習推進事業において、パソコン講習会、健康体操教室など、高齢者等が地域活動に意欲的に参加できるよう学習機会の提供を推進します。

多様な就業機会の提供を行っている「阿南市シルバー人材センター」と連携し、豊かな経験と知識を持っている高齢者の社会参加を促します。また、地域を基盤としている高齢者の自主的な組織として活動している「セニヤクラブ（老人クラブ）」は、会員数が減少傾向にあることから、「阿南市社会福祉協議会」と連携しながら、情報提供を行い、セニヤクラブへの参加促進を図ります。【生涯学習課、地域共生推進課】

#### 【生涯学習の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
生涯学習関連講座等開催回数	2,028回 (市内14公民館)	1,464回 (市内14公民館)	2,050回 (市内14公民館)
	29,974人	15,595人	30,000人

#### (57) 地域共生社会の実現に向けた包摂的な支援体制の整備

地域包括ケアシステムをより一層深化・推進させ、全ての人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を視野に入れた取り組みを推進するとともに、地域の住民をはじめとした多様な関係者及び関係機関と連携しながら

「包括支援体制」の整備を行います。

「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施していきます。【保健センター、こども課、地域共生推進課、人権・男女共同参画課】

(58) 高齢者や障がい者虐待の早期発見と未然防止 **【現在、個別計画の策定中につき変更もあり】**

高齢者や障がい者への虐待の早期発見と未然防止を図るため、関係機関と連携を図り、その内容に応じた適切な支援に努めます。【地域共生推進課】

(59) 障がい者や難病患者等への生活支援 **【現在、個別計画の策定中につき変更もあり】**

障がい者や難病患者等が必要とするサービスや情報提供、権利擁護等に係る相談支援体制の充実と、関係機関との密な連携による生活支援施策の一層の充実に努めます。【地域共生推進課】

(60) 在日外国人や同和問題に直面している人への支援

在日外国人や同和問題に直面している人が必要とするサービスや情報提供、権利擁護等に係る相談支援体制の充実と、関係機関との密な連携による生活支援施策の一層の充実に努めます。【人権教育課、人権・男女共同参画課】

(61) ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の児童が育成される家庭生活の安定と自立促進及び児童の福祉の増進を図るとともに、ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に寄り添いながら、きめ細やかな支援を行うと同時に、自立と就労の支援を推進します。

子どもの心身の発達に関すること、育児の不安、家庭の養育環境等、子育てに関するさまざまな相談や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては手続きの同行支援や居宅を訪問しての指導・助言等を実施します。【こども課 こども相談室】

(62) 児童虐待の早期発見と未然防止

虐待を受けている子どもをはじめとする、要保護児童の早期発見と適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ります。

そのため、児童相談所、教育委員会、警察署、保健所等と連携し、必要な情報の共有や支援内容の協議・検討・進行管理や評価を行い、阿南市要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。

また、「配偶者暴力相談支援センター」と連携し、児童虐待の早期発見に努め、被害を受けている親及び子どもに対する適切な支援に努めます。【こども課 こども相談室、学校教育課、人権・男女共同参画課】

**【令和4年度実績】**

- ・児童虐待相談件数（延べ3,972件）

(63) 子育て・介護など各種行政手続きにおけるオンライン化の推進

子育てや介護を担っている人の利便性の向上や手続きに係る負担軽減を図るため、インターネット等からマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続きサービスの検索やオンライン申請ができるワンストップサービス等の導入により利便性の向上に努めます。【行革デジタル推進課、関係各課】

#### (64) 人権の尊重と多様性の推進

性的指向や性自認などを理由として困難に直面している人々の人権や、高度情報化や国際化、少子高齢化の進行などで、社会の変化の中で生じる新たな人権課題に対しても、理解と認識し施策の展開を図ります。【人権・男女共同参画課】

#### 【阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 令和4年4月1日施行】

誰もがありのままに尊重され、認められる社会をつくるために、性的マイノリティのカップルやその子どもを含めた家族の関係を市が尊重する制度です。

### 18 安全・安心な地域づくり

#### (65) 安全なまちづくりの推進

問題行動の早期発見、早期解決に努め、街頭補導パトロール、不審者対応、相談活動及び有害図書の立入調査等を行います。また、いじめ対策チーム専用の相談電話のさらなる周知に努めます。【青少年健全育成センター】

#### (66) 消費生活の安心・安全確保

阿南市消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談に、専門の消費生活相談員が問題解決のための助言やあっせんを行います。

消費問題に関する講座を開催し、情報提供や啓発により、消費生活の安全・安心の確保に努めます。【市民生活課】

#### 【令和4年度実績】

- ・阿南市消費生活センター相談件数（491件）
- ・阿南市消費生活センター出前講座実施回数（11回）
- ・阿南市消費生活センター講演会実施回数（一回）

#### (67) 道路や施設のバリアフリー化と利用者への啓発

女性、子ども、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりやものづくりが推進されるよう、市民、事業者等に対してユニバーサルデザインについて普及啓発に努めます。【関係課】

#### (68) 地域の安全を守る活動の推進

犯罪・暴力や交通、水難事故等を未然に防止するため、阿南防犯連合会等地域団体と連携を強化し、地域の安全を守る活動を推進します。【市民生活課 市民活動支援室】

#### (69) 地域における青少年健全育成の推進

家庭及び地域と一体となったさまざまな活動や啓発を行うなど、子どもの健全育成に向けた取組を推進します。【生涯学習課】

## 第7章 計画の推進

### 推進体制の充実・強化

#### 1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画の推進にあたっては、庁内関係部署が十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的にさまざまな取組を推進します。

#### 2 職員の理解促進

男女共同参画の推進にあたっては、本市の職員が率先して施策を推進し、市民の模範的存在となるよう努めていくことが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の向上に努めます。

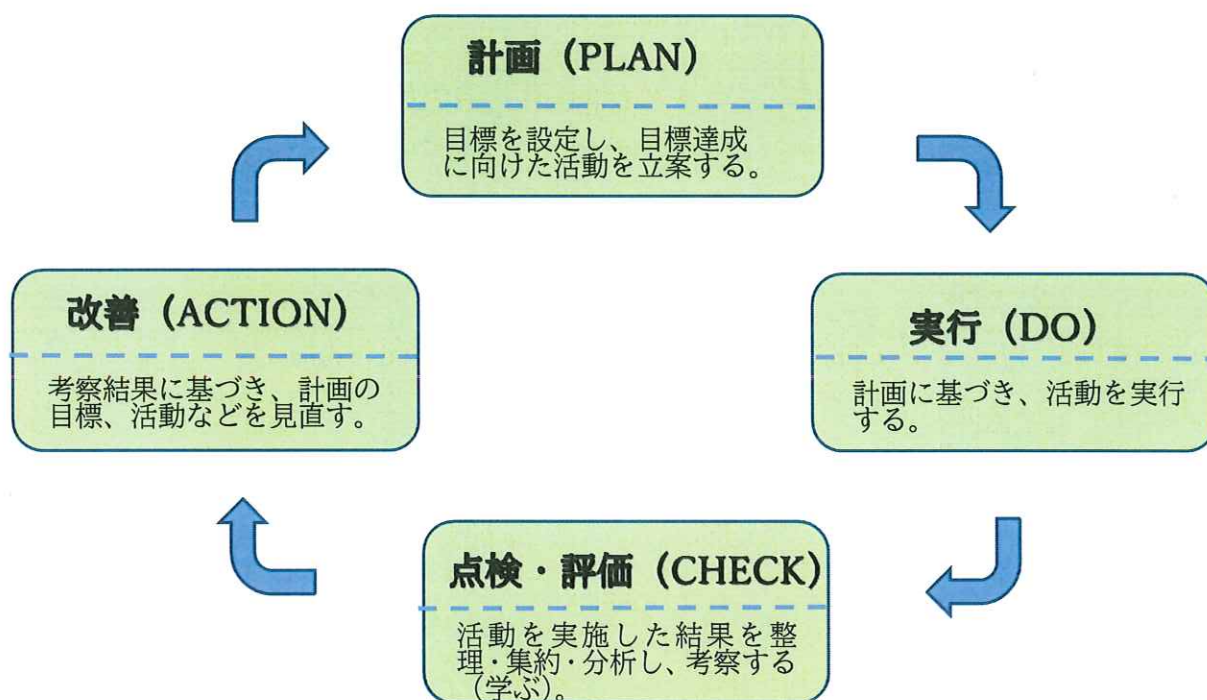
#### 3 関連団体・事業所等との連携強化

社会全体で男女共同参画を推進していくためには、行政をはじめ、市民、関係団体、事業所等がより一層連携を深めていくことが大切です。相互に幅広い理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。引き続き、行政、市民、関連団体、事業所等との連携の強化に努めます。

#### 4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA サイクル）に基づき、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行います。

【PDCA サイクルのプロセスイメージ】



資料編..... ※現在作成中

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 5 徳島県男女共同参画推進条例
- 6 阿南市男女共同参画推進条例
- 7 阿南市男女共同参画審議会委員名簿
- 8 相談窓口一覧

## 阿南市男女共同参画審議会委員名簿

※現在作成中（委員名は五十音順、敬称略）

No.	委員名	所属及び役職
1	青木 浩次	パープルシードあなん 代表
2	阿部 和代	とくしまチャイルドライン 副会長
3	阿部 恵子	富岡西高等学校 人権教育主事
4	阿部 頼孝	徳島文理大学 名誉教授
5	笠井 章夫	阿南市身体障害者連合会 会長
6	川尻 仁和	羽ノ浦中学校 校長
7	河野 和代	ウィメンズカウンセリング徳島 代表
8	喜多 一之	阿南公共職業安定所 所長
9	幸坂 孝則	阿南市議会 副議長
10	齒朶山 加代	阿南市人権教育協議会 副会長
11	篠原 明広	阿南商工会議所 専務理事
12	永田 香織	学習塾（自営）
13	福本 尚子	社会福祉士
14	星場 俊之	株式会社岡部機械工業 代表取締役
15	益田 英明	連合徳島南部地域協議会 事務局長
16	松村 志乃	阿南市こども課 保育指導保育士
17	保岡 好江	阿南市女性協議会 会長
18	湯城 豊勝	阿南工業高等専門学校 名誉教授
19	米田 加代子	NPO法人文字情報支援ひこばえ 理事

## 相談窓口一覧

相談名	実施日	時間	場所	問合せ先
行政相談	毎月第2・4火曜日	午前9時30分 ～11時30分	市役所	市民生活課 (電話) 0884-22-1116
消費生活相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時30分 ～午後4時30分 (来所時は要電話)	市役所	消費生活センター (電話) 0884-24-3251
心配ごと相談	毎週月曜日	午前10時 ～午後3時	ひまわり会館内 社会福祉協議会	社会福祉協議会 (電話) 0884-23-7288
特設人権相談	毎月第2水曜日 (1月、8月は除く)	午後1時30分 ～午後4時	月により場所変更	人権・男女共同参画課(電話) 0884-22-3094
人権相談	毎月20日前後	午後1時30分 ～午後4時	ひまわり会館1階	人権・男女共同参画課(電話) 0884-22-3094
年金相談	奇数月第1木曜日	午前9時30分 ～午後3時30分 (要予約)	市商工業振興センター	徳島南年金事務所 (電話) 088-652-1511
女性のための 生き方なんでも相談	毎週火曜日	午後1時 ～午後4時 (要予約)	市役所	人権・男女共同参画課 (相談予約電話) 0884-22-0361
	第2・4金曜日	午前10時～正午 午後1時～午後4時 (要予約)		
弁護士による 法律相談	奇数月第1木曜日 偶数月第1・第3木曜日	午後1時30分 ～午後4時30分 (要予約)	市役所	市民生活課 (電話) 0884-22-1116
いじめ相談	月曜日～金曜日	午前9時 ～午後5時	青少年健全育成センター	青少年健全育成センター いじめ対策チーム(電話) 0884-24-8341
悩みごと相談	月曜日～金曜日	午前9時 ～午後5時	青少年健全育成センター	青少年健全育成センター(電話) 0884-28-7830
健康相談	随時	午前8時30分 ～午後5時	阿南健康づくりセンター(あななん健康館)	保健センター (電話) 0884-22-1590

栄養相談	随時	午前8時30分 ～午後5時	阿南健康づくり センター（あな なん健康館）	保健センター （電話）0884-22- 1590
農業者年金相 談	随時	午前8時30分 ～午後5時	市役所	農業委員会事務局 （電話）0884-22- 3790
家庭児童相談 及び児童虐待 相談	月曜日～金曜日 （祝日除く・年末年 始除く）	午前9時 ～午後4時	市役所	こども相談室 （電話）0884-22- 1677 （相談直通電話） 0884-22-0765

※実施日については毎月の「広報あなん」をご覧ください。

## 夫婦、子ども、家族のこと、仕事、職場や地域での人間関係、ドメスティック・バイオレンス、健康などさまざまな相談

- ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター） 徳島市山城町東浜傍1-1  
電話：088-626-6188

相談	実施日	時間
電話相談	月・水・木・金・土曜日	午前10時～正午・午後1時～午後5時
面接相談（要予約：女性のみ）	毎月第1・3・4木曜日	午前10時～正午・午後1時～午後4時
面接相談（要予約：男性のみ）	毎月第1・3金曜日	午後3時～午後5時
女性のための法律相談（要予約）	毎月第2木曜日	午後1時～午後4時

## 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談機関

- 阿南市配偶者暴力相談支援センター（ぱあとなーあなん）  
電話：0884-24-8111 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時
- 徳島県南部こども女性相談センター〈阿南市・那賀郡・海部郡にお住まいの方〉  
電話相談：0884-24-7115（24時間対応）  
※平日の午後5時から翌朝9時、土日祝日、年末年始はコールセンターが対応  
0884-24-7110（女性の悩み110番）月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時  
面接相談（要予約）：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後4時
- 県警総合相談センター（徳島県警察本部） 徳島市万代町2丁目5-1  
電話：088-653-9110（#9110） ※24時間受け付けています



アンコンシャス・バイアス（無意識の偏ったモノの見方）  
自分のなかの無意識の思い込みや偏見を考えてみましょう

アンコンシャス・バイアスは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。

（例えば）親が単身赴任中と言うと父親を想像する。

組織のリーダーは男性の方が向いている。

パートタイマーは主婦が家計補助のために働いているというイメージがある。等

徳島県作成「アンコンシャス・バイアスに関する啓発動画」



自分が持っているアンコンシャス・バイアスに気づくことで、一つの視点だけでなく、複数の視点から物事を見ることができるようになります。

第4次阿南市男女共同参画基本計画

発行 2024（令和6）年〇月  
発行者 徳島県 阿南市  
問合せ先 阿南市 市民部 人権・男女共同参画課  
〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3  
TEL (0884)22-3094  
e-mail jinken@anan.i-tokushima.jp